

官報

号外 平成十年三月十九日

○第四百十二回 衆議院會議録 第十九号

平成十年三月十九日(木曜日)

議事日程 第十号

平成十年三月十九日

午後一時開議

- 第一 市民活動促進法案(第四百十四回国会、本院提出)(参議院送付)
- 第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 中部国際空港の設置及び管理に関する法律案(内閣提出)
- 第六 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第八 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- 第九 千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における空港における不法な暴力行為の防止

に関する議定書の締結について承認を求めるの件

- 第十 土地の再評価に関する法律案(大原一三君外五名提出)
- 第十一 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外七名提出)
- 第十二 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外三名提出)
- 第十三 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 第十五 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第十六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 市民活動促進法案(第四百十四回国会、本院提出)(参議院送付)
- 日程第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 沖繩振興開発特別措置法の一部を改正

正する法律案(内閣提出)

- 日程第五 中部国際空港の設置及び管理に関する法律案(内閣提出)
- 日程第六 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第七 海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第八 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第九 千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第十 土地の再評価に関する法律案(大原一三君外五名提出)
- 日程第十一 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外七名提出)
- 日程第十二 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外三名提出)
- 日程第十三 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 日程第十五 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提出)
- 日程第十六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時九分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第四百五十四番、長崎県第一区選出議員、倉成正和君。

(倉成正和君起立、拍手)

日程第一 市民活動促進法案(第四百十四回国会、本院提出)(参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、市民活動促進法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長谷津義男君。

市民活動促進法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(谷津義男君登壇)

○谷津義男君 ただいま議題となりました市民活動促進法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動を初めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与しようとするものであります。

本案は、第三百三十九回国会に熊代昭彦君外四名から提出され、翌第四百十四回国会において修正議決の上、参議院に送付され、同院において継続審査となっていたものであります。が、今国会に至り、参議院において題名等を修正の上、去る三月四日本院に送付され、同月十一日本委員会に付託されたものであります。

今回の参議院における修正は、本案の題名を「特定非営利活動促進法案」に改めるとともに、「市民活動」とあるのを「特定非営利活動」に、「市民活動法人」とあるのを「特定非営利活動法人」に改め、あわせて、特定非営利活動法人の定義について、特定の公職の候補者等もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに「反対するものでないこと」としているのを、「反対することを目的とするものでないこと」に改めること等であります。

本委員会におきましては、去る三月十七日参議院における修正部分についての趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、国立学校設置法の一部を改正する法律案、日程第三、日本育英会法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。文教委員長高橋一郎君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
日本育英会法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○高橋一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国立大学における教育研究体制の整備を図るため、岡山大学及び鹿児島大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止するとともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十年度の職員定員を定めるものであります。

本案は、三月十二日本委員会に付託され、翌十三日町村文部大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、日本育英会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日本育英会における学資の貸与に充てる資金の効率的運用を図るため、大学または高等専門学校において学資金の貸与を受けた者が、教育の職にあることにより、学資金の返還免除を受けることができる制度を廃止するとともに、余裕金の運用方法を拡大すること等を内容とするものであります。

本案は、三月十二日本委員会に付託され、翌十三日町村文部大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長前田武志君。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○前田武志君 ただいま議題となりました沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昭和四十七年、沖縄県の本土復帰以来、沖縄振興開発特別措置法に基づく三次にわたる総合的な沖縄振興開発計画が策定され、これに基づく事業の推進等、積極的な振興開発が進められてまいりました。

しかしながら、本土からの遠隔性等の不利性に加え、広大な米軍施設が存在など本土とは異なる事情を抱え、沖縄の経済社会は依然として厳しい状況にあります。

沖縄の振興開発を進めるに当たっては、沖縄県が地域経済として自立し、雇用が確保され、沖縄県民の生活の向上に資するよう、また、我が国の経済社会の発展に寄与する地域として整備される必要があります。

本案は、このような沖繩の状況にかんがみ、特別自由貿易制度を初め、情報通信産業の振興や観光の振興のための制度の創設など、沖繩の振興開発のための特別の措置を新たに導入すること等を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら製造業等を営む特定の法人について、所得控除の適用があるものとすること、

第二に、自由貿易地域及び工業等開発地区に關し、特定の機械、建物等について税額控除の適用があるものとし、また、自由貿易地域については、関税の選択制を導入するものとすること、

第三に、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度を創設し、特定の機械、建物等について税額控除の適用があるものとともに、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん措置を導入するものとすること、

第四に、中小企業の創造的産業活動支援のために、税額控除の適用があるものとすること、

第五に、旅客が空港内の免税店で関税を免除した価格で物品を購入できるようにするため所要の措置を講ずるものとすること等であります。

本案は、去る二月十三日本院に提出され、三月十三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日鈴木沖繩開発庁長官から提案理由の説明を聴取した後、昨十八日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第五 中部国際空港の設置及び管理に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、中部国際空港の設置及び管理に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長大野功統君。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野功統君登壇〕

○大野功統君 ただいま議題となりました中部国際空港の設置及び管理に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際

空港の設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせようとするもので、その主な内容は、

第一に、中部国際空港の位置を定めるとともに、同空港等の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならぬこととする、

第二に、運輸大臣は、中部国際空港等の設置及び管理を営むことを目的として設立された株式会社からの申請があったときは、同空港等の設置及び管理を行う者として指定することができることとする、

等であります。

本案は、一月三十日本院に提出され、三月十二日本委員会に付託されました。

本委員会においては、三月十七日藤井運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、昨十八日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第六 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第六、日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤斗志二君。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔斎藤斗志二君登壇〕

○斎藤斗志二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るの観点から、日本貿易振興会とアジア経済研究所を統合するとともに、通商産業省の地方支分部局のうち鉱山保安監督局を鉱山保安監督部に改組する措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十七日堀内通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十八日に質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号

海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件 土地の再評価に関する法律 四

○議長(伊藤 一 郎 君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第八 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第九 千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法行為の防止に関する条約を締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤 一 郎 君) 日程第七、海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第八、大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第九、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(中馬弘毅君登壇)

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、海洋航行不法行為防止条約及び大陸棚プラットフォーム不法行為防止条約の二件について申し上げます。

両件は、ともに昭和六十二年三月にローマで開催された海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する国際会議において作成されたものであります。海洋航行不法行為防止条約は、船舶の奪取、破壊等を、大陸棚プラットフォーム不法行為防止条約は、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、破壊等を、それぞれ犯罪として定め、その犯罪についての裁判権を設定することにより、不法行為の犯人または容疑者が刑事手続を免れることのないよう規定したものであります。

次に、空港不法行為防止条約について申し上げます。

本議定書は、昭和六十三年一月にモントリオールで開催された航空法に関する国際会議において民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を締結するものとして作成されたものであり、国際民間空港に使用される空港における不法行為の防止を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権を設定することにより、空港における安全に対する不法行為の犯人または容疑者が刑事手続を免れることのないよう規定したものであります。

以上三件は、去る三月十三日外務委員会に付託され、同日小淵外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十八日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤 一 郎 君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 一 郎 君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外七名提出)

○議長(伊藤 一 郎 君) 日程第十、土地の再評価に関する法律案、日程第十一、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長笹川堯君。

土地の再評価に関する法律案及び同報告書

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(笹川堯君登壇)

○笹川堯君 ただいま議題となりました両案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、土地の再評価に関する法律案について申し上げます。

本案は、法人が所有している事業用土地の再評価に關し必要な事項を定めることにより、金融の円滑に資することと、企業経営の健全性の向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、いわゆる商法監査特例会社及び信用金庫、農業協同組合など系統金融機関は、固定資産の評価を定める商法第三十四条第二号の規定にかかわらず、その所有する事業用土地について時価による評価を行い、当該事業用土地の帳簿価額を改定するところの再評価を行うことができることといたしております。

また、法人がこの再評価を行う場合には、その所有するすべての事業用土地について再評価を行わなければならないこととしております。

第二に、再評価は、この法律の施行日から施行日以後二年を経過する日までの期間内のいずれか一の決算期において行うことができることとしたしております。

次に、株式の消却の手續に関する商法の特例に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもってする自己株式の消却に関する商法の特例を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、公開会社は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務または財産の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認めるときは取締役会の決議により、資本準備金をもって自己株式を買受けて消却することができ旨を定めることができることとしております。

この場合においては、定款をもって、その定めをした日後において取締役会の決議により資本準備金をもって買受けて消却することができ旨の株式の総数及び取得価額の総額を定めなければならないこととするとともに、この株式の取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額を超えることができないこととしております。

第二に、資本準備金をもって自己株式を買受けて消却する旨の取締役会の決議があった場合には、債権者保護手續をしなければならないこととしております。

また、会社は、この手續をした場合には、その手續の終了後遅滞なく、その株式について失効の手續をしなければならないこととしております。

第三に、この法律の施行後最初に招集手續が開始される株主総会の終結のときまでは、会社は、定款に定めがなくても、取締役会の決議により資本準備金をもって自己株式を買受けて消却することができることとしております。

また、これにより株式を買受けたときは、取締役は、株式の消却の承認に関する議案をその最初の株主総会に提出しなければならないこととしております。

第四に、本法律案は、平成十二年三月三十一日限りその効力を失うこととしております。

西案は、去る十七日、それぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、昨十八日には参考人から意見を聴取する等慎重に審査を行いました。大変厳しい御意見が続出しましたが、同日質疑を終了し、採決の結果、西案は、それぞれ賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、西案に対し、それぞれインサイダー取引等に対する証券取引法の厳格な適用など厳しい内容の附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 西案を一括して採決いたします。

西案の委員長の報告はいずれも可決であります。西案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、西案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十二 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外三名提出)

日程第十三 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第十二、鈴木吉雄君外三名提出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第十三、内閣提出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長遠藤乙彦君。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外三名提出)及び同報告書

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(遠藤乙彦君登壇)

○遠藤乙彦君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、鈴木吉雄君外三名提出の道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、道路が国民の重要な資産であることにかんがみ、国民の意見を反映させて道路を計画的に整備するため、道路整備緊急措置法について、道路審議会の意見を聞いて平成十年度を初年度とする道路整備五カ年計画の案を作成し閣議の決定を求めなければならないこと、道路整備五カ年計画の原案を公衆の縦覧に供すること、道路審議会の道路整備五カ年計画案に関する審議を公開とすること、政府は、道路整備五カ年計画の終了後一年以内に計画の事後評価の報告書を作成し国会に提出しなければならないこと等の措置を講じ、また、奥地等産業開発道路整備臨時措置法について、その有効期限を平成十五年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託され、同日提出者鈴木吉雄君から提案理由の説明を聴取し、昨十八日質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

次に、内閣提出の道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、道路整備緊急措置法について、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならないこととし、また奥地等産業開発道路整備臨時措置法について、その有効期限

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案外一案

六

を平成十五年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第十二、鉢呂吉雄君外三名提出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

次に、日程第十三、内閣提出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第十四 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第十四、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長鉢呂吉男君。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鉢呂吉男君登壇)

○坂上富男君 ただいま議題となりました放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算について申し上げます。

受信料の月額、前年度とおりとしております。

一般勘定事業収支につきましては、事業収入は六千二百四十六億八千万円、事業支出は六千五百五十六億三千三千万円であり、事業収支差金は九十億五千万円であります。

次に、事業計画について、主なもの申し上げます。

公正な報道と多様な質の高い放送番組の提供に努めること、

新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り

組み、デジタル放送時代への基盤整備を図ること、

経営全般にわたる改革とその実行に取り組み、一層効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めることなどであります。

本件には、「おおむね適当なもの」と認め、この郵政大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月十二日本委員会に付託され、昨十八日自見郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、海老沢日本放送協会会長から補足説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本件は委員長の報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり承認することに決まりました。

日程第十五 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり承認することに決まりました。

日程第十六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第十五、電子計算機

を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案、日程第十八、関税定率法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上誠一郎君。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案及び同報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(村上誠一郎君登壇)

○村上誠一郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の負担を軽減する等のため、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類について、税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件のもとで電磁的記録等による保存等を行うことができることにするほか、国税関係帳簿書類の保存義務者のうち一定の者について、電子取引に係る領収書等に相当する電磁的記録を保存しなければならないこととしております。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり承認することに決まりました。

の説明を聴取した後、質疑を行い、昨十八日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引き下げ等を行うことにしております。

第二に、沖縄振興策として、自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため所要の改正を行うことにしております。

第三に、税関手続の簡素化等のため所要の改正を行うことにしております。

本案は、去る十七日松永大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、昨十八日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第十五につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

出席閣僚大臣

法務大臣	下種義耕吉君
外務大臣	小淵 惠三君
大蔵大臣	松永 光君
文部大臣	町村 信孝君
通商産業大臣	堀内 光雄君
運輸大臣	藤井 孝男君
郵政大臣	自見庄三郎君
建設大臣	瓦 力君
国務大臣	尾身 幸次君
国務大臣	鈴木 宗男君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の報告書を受領した。
内閣目第十七号

平成十年三月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院長崎県第一区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十年三月十五日執行の衆議院長崎県第一区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり自治大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙期	日	平成十年三月十五日
当選年月日	日	平成十年三月十七日
当選告示年月日	日	平成十年三月十七日
当選証書付与年月日	日	平成十年三月十七日
全候補者の得票総数	一三四、七四一票	
法定得票数	二二、四五六・八三三票	
当選者	倉成 正和	
得票数	六八、四四三票	
住所	所 長崎県長崎市橋口町一六番五号	
職業	業 政党役員	
届出政党等の名称	自由民主党	
生年月日	昭和二十六年八月六日	

(当選証書対照)

一、長崎県第一区における補欠選挙の結果、当選した議員倉成正和君に対し、昨十八日当選証書の対照を終わった。

(必召議員)

一、昨十八日、召集に応じた議員は、次のとおりである。

小選挙区選出

長崎県第一区

(議席変更)

一、昨十八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一三	権藤 恒夫君
一四	遠藤 乙彦君
一五	河上 覃雄君
一六	大野由利子君
一七	遠藤 和良君
一九	加藤 六月君
一八九	高木 義明君
二六	下地 幹郎君
二七	新藤 義孝君
二八	江渡 隆徳君
一三〇	山口 泰明君
一三一	今村 雅弘君
一二二	飯島 忠義君
一三三	松井 郁三君
一三五	大野 松茂君
一三六	熊谷 市雄君
一二七	小此木八郎君
一二八	野田 聖子君
一三一	稲葉 大和君
一三二	浅野 勝人君
一三三	谷畑 孝君
一三四	赤城 徳彦君
一三六	坂井 隆憲君
一三七	松岡 利勝君
一三八	細田 博之君
二三九	福永 信彦君
二四〇	長勢 甚遠君

二四三	仲村 正治君	三七七	田中 和徳君	四一	柳沢 伯夫君	四九三	杉山 憲夫君
二四四	村上誠一郎君	三七八	桜田 義孝君	四二	牧野 隆守君	四九四	笹川 堯君
二四五	齊藤斗志二君	三七九	松本 純君	四三	中川 昭一君		
二四六	金子 一義君	三八〇	渡辺 博道君	四四	加藤 卓二君	（議席指定） 一、昨十八日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。 四五四 倉成 正和君	
二五二	平沼 赳夫君	三八一	望月 義夫君	四五	堀之内久男君		
二五三	奥田 幹生君	三八二	松本 和那君	四六	船田 元君		
二五九	稲垣 実男君	三八三	能勢 和子君	四七	大原 一三君	（常任委員辞任及び補欠選任） 一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
二九〇	河野 太郎君	三八四	竹本 直一君	四八	玉沢徳一郎君		
二九二	平沢 勝栄君	三八五	渡辺 具能君	四九	西田 司君		
二九三	阪上 善秀君	三八七	金田 英行君	四〇	桜井 新君	内閣委員	
二九五	菅 義偉君	三八八	根本 匠君	四二	森山 眞弓君		
二九八	砂田 圭佑君	三八九	栗原 博久君	四三	近岡理一郎君		
二九九	田中 昭一君	三九〇	実川 幸夫君	四五	小野寺五典君	辞任	
三〇〇	滝 実君	三九一	高市 早苗君	四六	岡部 英男君		
三〇二	中島洋次郎君	三九二	米田 建三君	四五	宮島 大典君		
三〇三	萩野 浩基君	三九三	山口 俊一君	四六	石崎 岳君	法務委員	
三〇四	小林 興起君	三九四	山本 有二君	四七	岩永 峯一君		
三〇五	田中眞紀子君	三九五	古屋 圭司君	四八	目片 信君		
三〇六	佐藤 剛男君	三九六	鈴木 俊一君	四九	松田 仁君	辞任	
三一〇	村田 吉隆君	三九七	住 博司君	五〇	奥山 茂彦君		
三一	衛藤 晟一君	三九八	井奥 貞雄君	五一	西川 公也君		
三一二	森 英介君	三九九	石破 茂君	五二	今井 宏君	大蔵委員	
三二五	大野 功統君	四〇〇	古賀 正浩君	五三	鴨下 一郎君		
三二八	平林 鴻三君	四〇一	村井 仁君	五四	矢上 雅義君		
三三〇	谷津 義男君	四〇二	杉浦 正健君	五五	宮本 一三君	厚生委員	
三三五	森田 一君	四〇三	鈴木 恒夫君	五六	山本 幸三君		
三三六	臼井日出男君	四〇四	中山 成彬君	五七	小野 晋也君		
三三七	中川 秀直君	四〇五	植竹 繁雄君	五八	佐藤 静雄君	辞任	
三七三	棚橋 泰文君	四〇七	中馬 弘毅君	五九	野田 実君		
三七四	河井 克行君	四〇八	伊藤 公介君	六〇	河村 建夫君		
三七五	大石 秀政君	四〇九	麻生 太郎君	六一	高橋 一郎君	辞任	
三七六	田村 憲久君	四一〇	白川 勝彦君	六二	持永 和見君		

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

農林水産委員

辞任

本部 佳昭君
中尾 榮一君
大石 秀政君
榎井 郁三君

補欠

榎井 郁三君
大石 秀政君
中尾 榮一君
本部 佳昭君

商工委員

辞任

小川 元君
小池百合子君
望月 義夫君
武山百合子君

補欠

望月 義夫君
武山百合子君
小川 元君
小池百合子君

建設委員

辞任

飯島 忠義君
西川 公也君
辻 第一君
下村 博文君
山口 泰明君
中路 雅弘君

補欠

下村 博文君
山口 泰明君
中路 雅弘君
飯島 忠義君
西川 公也君
辻 第一君

予算委員

辞任

江藤 隆美君
小澤 潔君
大原 一三君
栗原 博久君
村田 吉隆君
原口 一博君
松沢 成文君
山花 貞夫君
上田 勇君
草川 昭三君

補欠

竹本 直一君
小林 多門君
下地 幹郎君
阪上 善秀君
望月 義夫君
上田 清司君
藤田 幸久君
島 聡君
田端 正広君
丸谷 佳織君

内閣委員

辞任

鈴木 鉄夫君
西村 眞悟君
志位 和夫君
不破 哲三君
下地 幹郎君
丸谷 佳織君
藤田 幸久君
目片 信君
佐々木陸海君
瀬古由起子君
小池 多門君
阪上 善秀君
竹本 直一君
松田 仁君
望月 義夫君
上田 清司君
島 聡君
藤田 幸久君
近江巳記夫君
田端 正広君
平田 米男君
佐藤 茂樹君
中村 鋭一君
決算行政監視委員
辞任
佐々木憲昭君
議長運営委員
辞任
西川 太一郎君
鵜淵 俊之君

補欠

近江巳記夫君
中村 鋭一君
佐藤 茂樹君
藤田 幸久君
目片 信君
平田 米男君
佐々木陸海君
松田 仁君
瀬古由起子君
春名 眞章君
小澤 潔君
栗原 博久君
江藤 隆美君
大原 一三君
村田 吉隆君
山口 一博君
原口 一博君
山花 貞夫君
松沢 成文君
齊藤 鉄夫君
上田 勇君
草川 昭三君
西村 眞悟君
鈴木 鉄夫君
近江巳記夫君

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

笹木 竜三君
中田 宏君
中田 宏君
笹木 竜三君
加藤 紘一君
枝野 幸男君
安倍 基雄君
谷口 隆義君
園田 修光君
石毛 鏡子君
石毛 鏡子君
枝野 幸男君

補欠

中田 宏君
笹木 竜三君
園田 修光君
石毛 鏡子君
谷口 隆義君
安倍 基雄君
加藤 紘一君
枝野 幸男君

法務委員

辞任

加藤 紘一君
枝野 幸男君
安倍 基雄君
谷口 隆義君
園田 修光君
石毛 鏡子君
石毛 鏡子君
枝野 幸男君

補欠

園田 修光君
石毛 鏡子君
谷口 隆義君
安倍 基雄君
加藤 紘一君
枝野 幸男君

外務委員

辞任

河野 太郎君
野呂田芳成君
羽田 孜君
藤田 幸久君
奥山 茂彦君
宮島 大典君
石毛 鏡子君
木幡 弘道君
羽田 孜君
大蔵委員
辞任
西田 猛君
達増 拓也君
文教委員
辞任
今井 宏君

補欠

宮島 大典君
奥山 茂彦君
木幡 弘道君
石毛 鏡子君
野呂田芳成君
河野 太郎君
藤田 幸久君
羽田 孜君

農林水産委員

辞任

大野 松茂君
金子 一義君
田野瀬良太郎君
野田 聖子君
小此木八郎君
熊谷 市雄君
佐田玄一郎君
西川 公也君
矢上 雅義君
久野統一郎君
林 幹雄君
山本 公一君

補欠

熊谷 市雄君
西川 公也君
林 幹雄君
小此木八郎君
野田 聖子君
大野 松茂君
久野統一郎君
山本 公一君
今井 宏君
佐田玄一郎君
田野瀬良太郎君
金子 一義君

農林水産委員

辞任

中尾 榮一君
丹羽 雄哉君
石橋 大吉君
林 幹雄君
持永 和見君
日野 市朗君

補欠

林 幹雄君
持永 和見君
日野 市朗君
中尾 榮一君
丹羽 雄哉君
石橋 大吉君

商工委員

辞任

甘利 明君
大畠 章宏君
川内 博史君
島 聡君
渡辺 周君
飯島 忠義君
安住 淳君
城島 正光君
末松 義規君
山本 讓司君

補欠

飯島 忠義君
末松 義規君
安住 淳君
城島 正光君
山本 讓司君
甘利 明君
川内 博史君
島 聡君
大畠 章宏君
渡辺 周君

運輸委員

辞任

補欠

大島 理森君

江渡 聡徳君

吉田 公一君

島 聡君

福留 泰蔵君

草川 昭三君

寺前 巖君

瀬古由起子君

島 聡君

吉田 公一君

江渡 聡徳君

大島 理森君

草川 昭三君

福留 泰蔵君

瀬古由起子君

寺前 巖君

通信委員

辞任

補欠

吉田 治君

島津 尚純君

島津 尚純君

吉田 治君

労働委員

辞任

補欠

玉置 一弥君

島 聡君

島 聡君

玉置 一弥君

建設委員

辞任

補欠

平野 博文君

石井 紘基君

山本 譲司君

渡辺 周君

市川 雄一君

大口 善徳君

西野 陽君

武山百合子君

石井 紘基君

平野 博文君

渡辺 周君

山本 譲司君

大口 善徳君

市川 雄一君

武山百合子君

西野 陽君

予算委員

辞任

補欠

小澤 潔君

小野寺五典君

大原 一三君

平沢 勝栄君

河村 建夫君

松田 仁君

中川 昭一君

大野 松茂君

野中 広務君

小川 元君

原口 一博君

鍵田 節哉君

松沢 成文君

中川 正春君

上田 勇君

白保 台一君

草川 昭三君

木村 太郎君

齊藤 鉄夫君

樹屋 敬悟君

西川 知雄君

山中 輝子君

鈴木 淑夫君

西川 太一郎君

西村 眞悟君

連増 拓也君

矢島 恒夫君

石井 郁子君

北沢 清功君

保坂 展人君

西川 太一郎君

谷口 隆義君

小川 元君

久野統一郎君

小野寺五典君

小澤 潔君

大野 松茂君

中川 昭一君

松田 仁君

河村 建夫君

平沢 勝栄君

大原 一三君

鍵田 節哉君

原口 一博君

中川 正春君

松沢 成文君

木村 太郎君

草川 昭三君

白保 台一君

上田 勇君

樹屋 敬悟君

齊藤 鉄夫君

山中 輝子君

西川 知雄君

連増 拓也君

西村 眞悟君

谷口 隆義君

鈴木 淑夫君

石井 郁子君

矢島 恒夫君

保坂 展人君

北沢 清功君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

決算行政監視委員

倉成 正和君

(理事補欠選任)

一、昨十八日、石炭対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 古賀 正浩君(理事麻生太郎君昨十八日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

熊谷 市雄君

補欠

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

中野 正志君

熊谷 市雄君

建築基準法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

以上二件 内閣委員会 付託

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外三名提出、衆法第八号)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

以上二件 建設委員会 付託

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

安全保障委員会 付託

(議案送付)

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員青山丘君提出景気対策としての土地の流動化促進に関する質問に対する答弁書

平成十年三月十九日提出
質問 第一二二号

景気対策としての土地の流動化促進に関する質問主意書

提出者 青山 丘

景気対策としての土地の流動化促進に関する質問主意書

日本経済の現況は、停滞という生易しいものではなく、まさに危機的状況にある。その一因として、不良債権処理が進まないことが挙げられる。不良債権処理は、その担保になっている土地などの不動産が処分できるかどうかにかかっている。よって、景気対策としての土地の流動化促進対策は、緊急を要すると考える。

その観点にたって、次の事項について質問する。

- 一 土地の競売を専門とする公的競売システムの創設を図るべきと考えるが見解と今後の対応方針。
- 二 不良資産処分によって赤字となった企業の公共工事の入札ルール適用制度について見直す必要があると考えるがどうか。
- 三 民間都市開発推進機構による土地の買取条件の緩和を図るべきだと考えるがどうか。
- 四 不動産共同投資事業に一般投資家が参入しやすくするための規制緩和について措置すべきだと思ふがどうか。

五 土地税制の見直し

1 地価税を廃止する必要があると思ふがどうか。

2 保有課税は固定資産税に一本化し、利用状況により課税段階を設け、利用状況の高い土地ほど引き下げる制度とする必要があると思ふがどうか。

3 登録免許税の一層の引き下げを図るべきと思ふがどうか。

六 譲渡損失の繰延控除制度を創設すべきと思ふがどうか。

内閣衆質一四二第二二号
平成十年三月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員青山丘君提出景気対策としての土地の流動化促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山丘君提出景気対策としての土地の流動化促進に関する質問に対する答弁書

弁書

一 について
裁判所の行う不動産の民事執行手続については、担保不動産の換価による土地の流動化促進に資するため、事件数の増加に対応して適正かつ迅速な処理を図るべく、事務処理体制の整備、担当職員増員の措置が採られているものと承知しており、これらの措置により、土地の競売事件が円滑に処理されることを期待して

いる。

御指摘のような新たな公的競売システムを創設することについては、各種関係者の権利保護の要請を始め、幅広い観点からの検討を要するものと考えられる。

二 について

公共工事の競争参加者の指名に当たり、国、公団等においては、単に赤字決算であることのみをもって直ちに指名から排除する取扱いを行っているところはないが、一部の市町村においては、赤字決算の会社を指名から排除する取扱いを行っているところもみられる。

このため、最近の建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、不良債権の償却等を促進する観点から、「公共工事における入札参加者の指名の取扱いについて」(平成九年十月九日付け建設省経入企発第十六号、自治行第八十四号、都道府県知事あて建設事務次官及び自治事務次官共同通知)を发出し、単に赤字決算であることのみをもって直ちに指名から除外することがないよう要請したところであり、今後とも、地方公共団体に対し同通知の趣旨を周知徹底してまいりたい。

三 について

財団法人民間都市開発推進機構は、民間都市開発事業の推進のため、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十四条第二項に基づき、同項第一号に規定する事業見込地を取得することができるとされているが、当該取得の対象となる土地に係る要件については、平成六年の制度創設以来、社会経済情勢の変化に応じ、所要の政令

改正等により緩和してきたところである。

四 について

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業については、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成九年法律第三十八号)の施行に伴い、関係法令及び通達を改正し、御指摘の一般投資家が事業参加者となる場合も含めて、最低出資額の引下げ及び契約上の地位の譲渡制限の緩和を行ったところである。

今後とも、この制度改正の効果等を踏まえ、一般投資家保護策の整備を進める中で、一層の規制緩和について検討してまいりたい。

五の1 について

地価税については、平成十年度税制改正において、長期にわたる地価の下落状況、現下の経済情勢、金融システムの安定化の促進等の観点から、その課税を臨時的に停止することとしており、既に所要の法律案を国会に提出しているところである。

五の2 について

固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に依りて、広く土地、家屋及び償却資産の保有一般に対して毎年定期的に課される市町村税であることから、土地の利用状況の度合いに応じて税負担を変えようことは、困難であると考えられる。

なお、固定資産税のほかに特別土地保有税があり、土地の有効利用の促進等のための政策税制として、その役割を果たしてきているところである。

五の3について

登録免許税については、平成九年度税制改正において課税標準を地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格を基礎として定める価額に百分の四十を乗じて計算した金額とする特例を三年間延長したこと及び平成九年度に当該固定資産課税台帳に登録された価格がその評価替えに伴い引き下げられたことから、その税負担は大幅に軽減されたところである。さらに、平成十年度税制改正においても、特定目的会社が資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設、不動産特定共同事業者が土地等を取得した場合の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設など土地の流動化促進に資するための適切な措置を講じることとしており、既に所要の法律案を国会に提出しているところである。

六について

法人税については、各事業年度の益金の額から損金の額を控除して計算した所得の金額がその課税標準とされており、土地の譲渡に係る損益もこの計算の中に含まれることとなる。この計算の結果、青色申告書を提出する事業年度において欠損金額を生じた場合には、これを五年間繰り越して所得の金額の計算上控除することが認められている。

所得税については、総所得金額等の計算をする場合において、土地の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき

は、これを他の各種所得の金額から控除することとなる。この計算の結果、青色申告書を提出する年において純損失の金額が生じた場合には、これを三年間繰り越して総所得金額等の計算上控除することが認められている。

市民活動促進法案(第四百回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。
よって国会法第八十三条の四により送付する。
平成十年三月四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
参議院議長 斎藤 十朗

(小字及び一は参議院修正)

特定非営利活動市民活動促進法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定非営利活動市民活動法人
- 第一節 通則(第三条・第九条)
- 第二節 設立(第十条・第十四条)
- 第三節 管理(第十五条・第三十条)
- 第四節 解散及び合併(第三十一条・第四十条)
- 第五節 監督(第四十一条・第四十三条)
- 第六節 雑則(第四十四条・四十五条)

第三章 税法上の特例(第四十五条)

第四章 罰則(第四十六条・第四十九条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市民活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 一次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及

び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

第二章 市民活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 市民活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 市民活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 市民活動法人以外の者は、その名称中に、「市民活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)

第五条 市民活動法人は、その行う市民活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該市民活動法人

特定非営利活動
の行う市民活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

特定非営利活動
第六条 市民活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

特定非営利活動
第七条 市民活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條及び第四十四條の規定は、市民活動法人について準用する。

(所轄庁)

特定非営利活動
第九条 市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2

特定非営利活動
市民活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、経済企画庁長官とする。

第二節 設立

(設立の認証)

特定非営利活動
第十条 市民活動法人を設立しようとする者は、総理府令(前条第二項の市民活動法人以外の

特定非営利活動
市民活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六條第三項(〇を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員の就任承諾書及びそれぞれの住所又は居所を証する書面として総理府令で定めるもの

ハ 各役員について第二十條各号に該当しないこと及び第二十一條の規定に違反しないことを誓約する書面

ニ 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

〇及び第十一條第一項第三号
四 第二條第二項第二号〇に該当することを誓約したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立者名簿(設立者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。)

七 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

八 設立当初の財産目録
九 事業年度を設ける場合には、設立当初の事業年度を記載した書面

事業年度を記載した書面

十 設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次号において同じ。)の事業計画書

十一 設立の初年及び翌年の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 申請に係る市民活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(定款)

特定非営利活動
第十一条 市民活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う市民活動の種類及び当該市民活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他

その収益事業に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更にに関する事項

十三 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、市民活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 民法第三十四條の規定により設立された法人

三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第二條に規定する学校法人

四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法(平成七年法律第八十八号)第二條第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る市民活動法人が第二條第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十

七号)第一号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成員の構成員を含む)の統制の下にある団体でないこと。

三 当該申請に係る市民活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

(成立の時期等)

特定非営利活動

第十三条 市民活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

特定非営利活動

2 市民活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(民法の準用)

第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に關する部分に限る。)の規定は、市民活動法人の設立について準用する。

第三節 管理

(役員の数)

特定非営利活動

第十五条 市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

特定非営利活動

第十六条 理事は、すべて市民活動法人の業務について、市民活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

特定非営利活動

第十七条 市民活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

特定非営利活動

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。
一 理事の業務執行の状況を監査すること。

特定非営利活動

二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。

特定非営利活動

三 前二号の規定による監査の結果、市民活動法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

特定非営利活動

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

特定非営利活動

五 理事の業務執行の状況又は市民活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

特定非営利活動

第十九条 監事は、理事又は市民活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

特定非営利活動

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、

特定非営利活動
市民活動法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された市民活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

特定非営利活動

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三

分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

特定非営利活動

第二十三条 市民活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があつたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

特定非営利活動

2 市民活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

特定非営利活動

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という)を除く。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動
市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十條第二項及び第十二條の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動
市民活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第二十六條 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十條第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八條第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十條第一項第八号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)
第二十七條 特定非営利活動
市民活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものであること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度、次条第一項及び第二十九條第一項において同じ。）継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八條 特定非営利活動
市民活動法人は、毎年最初の三月以内に、総理府令で定めるところにより、前年（事業年度を設けている場合は、前事業年度、以下この項において同じ。）の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次条、次条及び第四十三條第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。）を、当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次条、次条及び第四十三條第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、その年の翌々年（事業年度を設けている場合は、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動
市民活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十條第一項第八号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項の財産目録、次条第二項において同じ。）を、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三條第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九條 特定非営利活動
市民活動法人は、総理府令で定めるところにより、毎年一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動
市民活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、総理府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(民法の準用)
第三十條 民法第五十四條から第五十七條まで及び第六十條から第六十六條までの規定は、特定非営利活動
市民活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び合併
第三十一條 特定非営利活動
市民活動法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする市民活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員欠亡
- 五 合併
- 六 破産
- 七 第四十三條の規定による設立の認証の取消

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 市民活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二條 特定非営利活動
市民活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三條 特定非営利活動市民活動法人は、他の市民活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四條 特定非営利活動市民活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五條 特定非営利活動市民活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動市民活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六條 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七條 合併により市民活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民活動法人の設立に関する事務は、それぞれの市民活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第三十八條 合併後存続する市民活動法人又は合併によって設立した市民活動法人は、合併によって消滅した市民活動法人の一切の権利義務(当該市民活動法人がその行う事業に関し行政

庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九條 特定非営利活動市民活動法人の合併は、合併後存続する市民活動法人又は合併によって設立する市民活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(民法等の準用)

第四十條 民法第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百三十七條まで及び第三百三十八條の規定は、市民活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一條 所轄庁は、市民活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該市民活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該市民活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による立入検査をさせる場合においては、当該立入検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該市民活動法人の役員その他の当該立入検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「市民活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該市民活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二條 所轄庁は、市民活動法人が第十二条第一項第二号又は第三号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三條 所轄庁は、市民活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九條第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

特定非営利活動

2 所轄庁は、市民活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

特定非営利活動

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民活動法人から請求があつたときは、公開により行うよう努めなければならない。

特定非営利活動

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該市民活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

第八節 雑則

(情報の提供)

第四十四條 経済企画庁長官は、第九條第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九條第二項の閲覧に係る書類の写し(この項の規定により既に送付したものを除く)を送付しなければならない。

2 第九條第二項の特定非営利活動法人は、総務府令で定めるところにより、前項の書類の写しを経済企画庁長官に提出しなければならない。

3 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

(実施規定)

第四十四條 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に關し必要な細則は、総務府令で定める。

第三章 税法上の特例

第六條

市民活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に關する法令の規定の適用については、同法第二條第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七條の規定を適用する場合には同法第三條第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

特定非営利活動

号)第二條第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第

二條第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。とす。

特定非営利活動

2 市民活動法人は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に關する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

特定非営利活動

3 市民活動法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に關する法令の規定(同法第三十三條の規定を除く。)の適用については、同法第二條第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六條の規定による地価税の非課税に關する法令の規定の適用については、同法第二條第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

特定非営利活動

第四章 罰則

第七條

第四十六條 第四十二條の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に處する。

特定非営利活動

第四十七條 市民活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その市民活動法人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その市民活動法人に対して同条の刑を科する。

特定非営利活動

第九條 次各号の一に該当する場合においては、市民活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に處する。

特定非営利活動

一 第七條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

特定非営利活動

二 第十四條において準用する民法第五十一條

第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

特定非営利活動

三 第二十三條第一項又は第二十五條第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

特定非営利活動

四 第二十八條第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

特定非営利活動

五 第二十九條第一項の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。

特定非営利活動

六 第三十五條第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

特定非営利活動

七 第三十五條第二項又は第三十六條第二項の規定に違反したとき。

特定非営利活動

八 第四十條において準用する民法第七十條第二項又は第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

特定非営利活動

九 第四十條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

特定非営利活動

第四十九條 第四條の規定に違反した者は、十

万円以下の過料に處する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 特定非営利活動
市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請については、第十二条第二項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「この法律の施行後九月以内」とする。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに市民活動促進法(平成九年法律第 号)第二条第二項に規定する法人」を加える。

第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに市民活動促進法(平成九年法律第 号)第二条第二項に規定する法人」を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「特定非営利活動」を加える。

「市民活動促進法」第二条第二項に規定する法人を含む。」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 市民活動促進法第二条第二項に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百一十二条第三項

第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに市民活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 市民活動促進法(平成九年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること(都道府県の事務に属するものを除く。)

第五条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 市民活動促進法に基づく所轄庁としての権限並びに同法の委任に基づく総理府令の制定及び改廃について内閣総理大臣を補佐すること。

別表(第二表関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の増進を図る活動
- 三 まちづくりの増進を図る活動
- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害時の救援の活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

市民活動促進法案(第百三十九回国会衆法第一八号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

なお、本案については、参議院において、題名を「特定非営利活動促進法案」に改め、「市民活動」とあるのを「特定非営利活動」に、「市民活動法人」とあるのを「特定非営利活動法人」に改めるとともに、特定非営利活動法人の定義について、特定の公職の候補者等若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに「反対するものではないこと」としているのを、「反対すること」を目的とするものではないことに改める等の修正が行われた。

- 1 特定非営利活動
この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいうこと。
- 2 特定非営利活動法人
この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体であつて、この法律により設立された法人をいうこと。

- (一) 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

- (1) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

- (2) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

- (3) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではないこと。

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと。

- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

- 3 所轄庁
特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とし、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、経済企画庁長官とすること。

- 4 特定非営利活動法人の設立
(一) 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、所轄庁の設立の認証を受けなければならないこと。

- (二) 所轄庁は、認証の申請が、次の要件を備えていると認めるときは、その設立を認証しなければならないこと。

- (1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

- (2) 当該申請法人が2の団体に該当し、十人以上の社員を有するものであること。

(3) 当該申請法人が暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと。

5 特定非営利活動法人の管理

(一) 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならないこと。

(二) 暴対法違反等により罰金の刑に処せられ、二年を経過しない者等は、特定非営利活動法人の役員になることができないこと。

(三) 特定非営利活動法人は、事業報告書、役員名簿等を作成し、事務所に備え置き、利害関係人に閲覧させるとともに、これを所轄庁に提出し、所轄庁は、これを閲覧させること。

6 特定非営利活動法人の解散及び合併

(一) 特定非営利活動法人は、社員総会の決議、設立の認証の取消し等の事由によって解散すること。

(二) 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属し、規定がないときは、清算人が、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができること。

(三) 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができること。

7 特定非営利活動法人の監督

(一) 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該法人に対し、業務状況等に関し報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、検査をすることができること。

(二) 所轄庁は、前項の検査をする場合においては、相当の理由を記載した書面を当該法人の役員等に提示し、当該書面の交付を要求されたときは、これを交付しなければならない。

(三) 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く等と認めるときは、当該法人に対し、改善を命ずることができること。

(四) 所轄庁は、特定非営利活動法人が、改善命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき等は、当該法人の設立の認証を取り消すことができること。

(五) 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、改善命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の設立の認証を取り消すことができること。

8 情報の提供

(一) 経済企画庁長官は、所轄する特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、5の(三)の閲覧に係る書類の写しを送付しなければならないこと。

(二) 都道府県の知事は、前項により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができること。

9 税法上の特例

特定非営利活動法人に対する税法上の規定

の適用については、人格のない社団等とみなすこと。

10 罰則

改善命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する等所要の罰則を設けること。

11 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

別表(一関係)

- (一) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (二) 社会教育の推進を図る活動
- (三) まちづくりの推進を図る活動
- (四) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (五) 環境の保全を図る活動
- (六) 災害救援活動
- (七) 地域安全活動
- (八) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (九) 国際協力の活動
- (十) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (十一) 子どもの健全育成を図る活動
- (十二) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

二 議案の可決理由

本案は、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動が、今後二十一世紀に向けて果たす役割の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十年三月十七日

内閣委員長 谷津 義男
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

市民活動促進法案に対する附帯決議

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一、この法律の施行及び運用に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由が侵害されることのないように配慮し、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、法律の趣旨、国会における議論を踏まえ、公正かつ透明な行政運営に努めること。

二、特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、この法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。

三、民法第三十四条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。

四、別表十二項目に関しては、多様な特定非営利活動を含むように広く運用するよう努めること。

五、中央省庁の再編に際しては、この法律の所管

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号 国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 日本育英会法の一部を改正する法律案及び同報告書

及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年二月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項の表岡山大学医療技術短期大学部の項及び鹿児島大学医療技術短期大学部の項を削る。

附則第三項中「二万八十二人」を「二万九十五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律中附則第三項の改正規定は平成十年四月一日から、第三条の四第二項の表の改正規定及び次項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(岡山大学医療技術短期大学部及び鹿児島大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

2 岡山大学医療技術短期大学部及び鹿児島大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

理 由

国立の大学における教育研究体制の整備を図るため、岡山大学医療技術短期大学部及び鹿児島大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十年度の職員定員の定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 岡山大学医療技術短期大学部及び鹿児島大学医療技術短期大学部を廃止すること。

2 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十年度の職員定員の定めること。

3 この法律中2に関する規定は平成十年四月一日から、1に関する規定は平成十四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は国立の大学における教育研究体制の整備を図るうえで妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十年度国立学校特別会計予算に、約二億二千九百九十二万円が計上されている。右報告する。

平成十年三月十八日

文教委員長 高橋 一郎

衆議院議長 伊藤 一郎殿

日本育英会法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年二月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「大学、大学院又は高等専門学校」を「大学院」に改め、「幼稚園及び(研究の職に

ついては、大学院において第一種学資金の貸与を受けた者に限る。」を削る。

第三十五条第三号中「銀行を」銀行その他文部大臣の指定する金融機関に改める。

第四十三条第四号中「第三十五条第一号」を「第三十五条第一号又は第三号」に改める。

第四十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(従前の被貸与者等に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き大学又は高等専門学校に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の返還の免除に

ついては、なお従前の例による。

4 政府は、日本育英会が前二項の規定によりなお従前の例によることとされる第一種学資金の返還の免除をしたときは、日本育英会に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

日本育英会における学資金の貸与に充てる資金の効率的運用を図るため、大学又は高等専門学校において学資金の貸与を受けた者が教育の職にあることにより学資金の返還免除を受けることができ、この制度を廃止するとともに、余剰金の運用の方法を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本育英会法の一部を改正する法律案内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本育英会における学資金の貸与に充てる資金の効率的運用を図るため、学資金の返還免除制度の一部を廃止する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 大学又は高等専門学校において学資金の貸与を受けた者が教育の職にあることにより学資金の返還免除を受けることができる制度を廃止すること。

2 余剰金の運用の方法として、文部大臣の指定する金融機関への預金を追加すること。

3 役職員に関する罰則について、罰金及び過料の額を引き上げること。

4 この法律は、平成十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、日本育英会における学資の貸与に充てる資金の効率的運用を図るため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年三月十八日

文教委員長 高橋 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

日本育英会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、育英奨学事業の重要性にかんがみ、左記事項の実現に適切な措置を講ずるべきである。

一 憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、育英奨学制度の拡充に努めること。

二 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額の拡充に努めるとともに、貸与金額・貸与方法の多様化についても検討すること。

三 大学等への進学の希望を持つ者が安心して進学のための勉学に取り組めるよう予約採用に比重を置いた拡充を行うとともに、奨学生の選考については、経済的基準についてその収入限度額を大幅に引き上げよう努めるとともに、学力基準の弾力化に努めること。

四 奨学金受給者数の国公立と私立との格差の是正に努めること。

五 研究者の養成・確保が、我が国が科学技術創造立国として存立するための最優先課題とされ、大学院に優秀な学生を確保するための経済的支援の充実が緊急の課題となっていることにかんがみ、大学院学生に対する育英奨学事業の一層の充実を図ること。

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年二月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律

法律

沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「自由貿易地域」を「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「情報通信産業」とは、情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む)、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業をいう。

第十四条の見出しを「(設備の新増設の場合の課税の特例)」に改め、同条中「ある場合には」を削り、「新たに」の下に「機械及び装置並びに建物及びその附属設備」を加え、「機械及び装置並びに建物及びその附属設備について」を「場合に」に、「特別償却を行うことができる」を「課税の特例の適用があるものとする」に改める。

第十八条の二を第十八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し)
第十八条の八 沖繩から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設(沖繩開発庁長官が関係行政機関の長と協議して指定する部分に限る。)において購入する物品で当該旅客により携帯して沖繩以外の本邦の地域へ移出されたものについては、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十八号)で定めるところにより、当該物品について納付された関税に相当する金額を払い戻すものとする。

第十八条の次に次の五条を加える。

(情報通信産業振興地域の指定)
第十八条の二 沖繩開発庁長官は、沖繩県知事の申請に基づき、沖繩振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2 沖繩県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 沖繩開発庁長官は、情報通信産業振興地域を指定するときは、当該情報通信産業振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 沖繩開発庁長官は、沖繩県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、沖繩開発庁長官は、情報通信産業振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖繩県知事の意見を聴き、かつ、沖繩振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

6 第三項の規定は、前項の規定により沖繩開発庁長官が情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(課税の特例)
第十八条の三 情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合においては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(準用)
第十八条の四 第十五条の規定は、地方税法第六條の規定により、地方公共団体が、情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若

しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(観光振興地域の指定)

第十八条の五 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、観光の振興を図るため観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第二十二条において同じ。)の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域を観光振興地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 沖縄開発庁長官は、観光振興地域を指定するときは、当該観光振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、観光振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認める

ときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

6 第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(準用等)

第十八条の六 第十八条の三の規定は、観光振興地域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであつて、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄開発庁長官が指定するものに限る。)であつて民間事業者が設置及び運営するものをいう。第四項において同じ。)を新設し、又は増設した法人について準用する。

2 沖縄開発庁長官は、前項の指定を受けた販売施設が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 第一項の指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、観光振興地域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である

土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第二十一条の見出しを「指定業種に属する中小企業等の課税の特例」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(研究開発等事業を行う中小企業等の課税の特例)

第二十一条の二 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第二条第一項各号に掲げる者又は同条第二項に規定する組合等であつて同法第四条第一項の規定により都道府県知事の認定を受けた法人のうち、沖縄においてその業種における事業活動の活性化の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるものに属する事業を行い、又は行おうとするものが、当該認定に係る同項の研究開発等事業計画に従つて沖縄において機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十二条中「施設の下に、情報通信産業振興地域内の情報通信産業の用に供する施設又は観光振興地域内の観光関連施設」を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(公共施設の整備)

第二十二條の二 国及び地方公共団体は、情報通信産業振興地域における情報通信産業の振興を図るために必要な公共施設及び観光振興地域における観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

「第四章 自由貿易地域」を「第四章 自由貿易地域及び特別自由貿易地域」に改める。

第二十三條第一項中「地域を」を「地域(次条第一項に規定する地域に該当する地域を除く。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特別自由貿易地域の指定)

第二十三條の二 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域(その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。)であつて、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進すること等が沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 沖縄開発庁長官は、特別自由貿易地域を指定するときは、当該特別自由貿易地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄振興知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することが出来る。

6 第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

第二十四条の見出し及び同条第一項中「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 特別自由貿易地域内において前条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた法人で当該特別自由貿易地域内において設立され、専ら当該地域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営むものは、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄開発庁長官の認定を併せて受けることができる。

2 前項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第一項中「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条第二項中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条第三項中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

(課税物件の確定に關する特例)

第二十五条の三 第二十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場における保税作業(関税法第五十六条第一項に規定する保税作業をいう。)による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四十一条第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することが出来るものとする。

第二十六条中「法人で自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(課税の特例)

第二十六条の二 第二十四条の二第一項の認定を受けた法人の同項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条中「自由貿易地域」の下に「及び特別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(資金の確保等)

第二十七条の二 国及び地方公共団体は、事業者が行う自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第二十七条の三 国及び地方公共団体は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

進に努めるものとする。

第二十八条第一項中「自由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十一条中「電気事業者(電気事業法第二条第一項第八号に規定する電気事業者をいう。)」が「を削り、場合における当該設備を「電気事業者(電気事業法第二条第一項第八号に規定する電気事業者をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二を第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定(第十八条の二を第十八条の七とする部分を除く。)及び第二十五条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項の表の第二十号の上欄の口及び第六十五条の七第一項の表の第二十二号の上欄の口を「第二十四条第四項」を「第二十五条」に改める。

理 由

依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等を営む法人の所得について課税の特例を適用するとともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払戻し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払戻し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等を営む法人の所得について課税の特例を適用するとともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払戻し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 工業等開発地区における設備の増設の場合の課税の特例

工業等開発地区内において工業等の用に供する設備を増設した者が当該増設に伴い新たに機械等及び建物等取得等した場合に、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 情報通信産業振興地域制度の創設

(一) 沖縄開発庁長官は、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができるものとする。

(一) 情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を増設した法人が当該増設に伴い新たに機械等、建物等及び構築物を取得等した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(二) 地方公共団体が、情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を増設した者について、その事業に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それらの措置による減収額について地方交付税により補てんするものとする。

3 観光振興地域制度の創設

(一) 沖縄開発庁長官は、観光の振興を図るため観光関連施設の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域を観光振興地域として指定することのできるものとする。

(二) 観光振興地域内において特定民間観光関連施設を増設した法人が当該増設に伴い新たに機械等、建物等及び構築物の取得等した場合は、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(三) 地方公共団体が、観光振興地域内において特定民間観光施設を増設した者について、当該特定民間観光施設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それ

らの措置による減収額について地方交付税により補てんするものとする。

4 輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し

沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設で購入する物品で当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されたものについては、関税暫定措置法で定めるところにより、当該物品について納付された関税に相当する金額を払い戻すものとする。

5 中小企業等に対する課税の特例

中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法第四條第一項の規定により都道府県知事の認定を受けた法人のうち、一定の業種に属する事業を行い、又は行おうとするものが、当該認定に係る研究開発等事業計画に従って沖縄において機械等及び建物等を取得等した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

6 情報通信産業振興地域及び観光振興地域における資金の確保等及び公共施設の整備

(一) 国及び地方公共団体は、情報通信産業振興地域内の情報通信産業の用に供する施設又は観光振興地域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保等に努めるものとする。

(二) 国及び地方公共団体は、情報通信産業振興地域における情報通信産業の振興を図るために必要な公共施設及び観光振興地域における観光の開発を促進するために必要な

公共施設の整備の促進に努めるものとする。

7 特別自由貿易地域制度の創設及び自由貿易地域制度の拡充

(一) 沖縄開発庁長官は、政令で定める要件に該当する地域について企業の集積を促進すること等により、沖縄における産業及び貿易の振興に資するために必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができるものとする。

(二) 自由貿易地域内における事業認定、総合保税地域等の許可、投資損失準備金、特別の法人の設置等の規定について、特別自由貿易地域を加えること。

(三) 特別自由貿易地域内において設立され、専ら当該地域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営む法人は、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができるものとする。当該認定を受けた法人の製造業、倉庫業又はこん包業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(四) 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の総合保税地域又は保税工場における保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、課税物件の確定に関する特例を認めることができるものとする。

(四) 国及び地方公共団体は、自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保等に努めるものとする。

(五) 国及び地方公共団体は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

8 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

9 附則

(一) この法律は、平成十年四月一日から施行すること。ただし、4の輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し措置及び7の四の課税物件の確定に関する特例措置の改正規定については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 関係法律について所要の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等を営む法人の所得について課税の特例を適用するとともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払戻し等の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成十年度における法人税等の軽減による減収額は、約十億円の見込みである。

右報告する。

平成十年三月十八日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 前田 武志
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 施行令等実施細則の制定にあたっては、法改正の実効性が担保されるよう沖繩県並びに経済団体からの要望等にも特段の配慮を行うこと。

二 沖繩の振興開発を進めるにあたっては、引き続き、その自立的発展を促す施策の導入を図るとともに、各種の格差是正に努め、第三次沖繩振興開発計画に示されている経済社会フレームの早期達成が可能となるよう一層の努力を払うこと。

三 沖繩の厳しい雇用情勢に対処するため、地域の特性を生かした産業の振興を強力に推進するとともに、雇用促進のための各種支援措置の活用により、雇用機会の確保・拡大に一層努めること。

四 返還が合意された米軍施設・区域については、地域の意向等を十分ふまえ、その早期実現

に最大限の努力を払うとともに、跡地等の利用についても、総合的かつ有効に活用されるための適切な措置が講じられるよう努めること。

五 米軍施設・区域の整理縮小の促進については、沖繩県民の意向を尊重し、あらゆる可能性を追求して最善の努力を傾注すること。

六 沖繩の基地問題が、県民の生活に及ぼす影響の重大性に鑑み、在沖米軍の兵力構成を含む軍事態勢について継続的に米政府と協議すること、また、在沖米軍の施設・区域及び演習等に関する情報について引き続き米政府が提出するよう求めること。

七 いわゆる戦後処理問題及び生活環境の保全問題については、その解決に向けて沖繩県民の心情に配慮して、より一層取り組みこと。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案
右
国会に提出する。

平成十年一月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

中部国際空港の設置及び管理に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。

(中部国際空港)

第二条 中部国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、愛知県の大湊水面で政令

で定める位置に設置するものとする。

(中部国際空港等の設置及び管理)

第三条 中部国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項に規定する航空保安施設(次条第一項において「中部国際空港等」という。)の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

(中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定)

第四条 運輸大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。

一 前条第一項の基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

二 前条第一項の基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

三 次条第一項の規定に基づき政府が引き受ける株式を適正な価額で発行すると認められる者であること。

2 運輸大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定会社」と

いう。)の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

3 指定会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(政府及び地方公共団体の出資)

第五条 政府は、前条第一項の規定による指定をしたときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社において、指定会社の株式を引き受けるものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社に追加して出資することができる。

3 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、指定会社に出資することができる。

4 指定会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(指定会社の事業)

第六条 指定会社は、次の事業を営むものとする。

一 中部国際空港の設置及び管理

二 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三 中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で中部国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地

内に建設することが適當であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

四 前三号の事業に附帯する事業

五 前各号に掲げるもののほか、中部國際空港の設置及び管理を効率的に行うために必要な事業

2 指定会社は、前項第五号の事業を行おうとするときは、あらかじめ運輸大臣の認可を受けなければならない。

(一般担保)

第七条 指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(債務保証)

第八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、指定会社の債務

(國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。)について、保証契約をすることができ。

2 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が

債券又はその利権を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利権に係る債務について、保証契約をすることができ。

(資金の貸付け)

第九条 政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、第六条第一項第一号から第四号までの事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(中部國際空港整備準備金)

第十条 指定会社が中部國際空港の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を中部國際空港整備準備金として積み立てた場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

(国及び地方公共団体の配慮)

第十一条 国及び地方公共団体は、指定会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

(指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第十二条 指定会社の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第二項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 指定会社又は指定会社の職員は、国家公務員

共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第百二十四条の二第二項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第百四十条の規定を適用する。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十三条 指定会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十四条 指定会社は、毎營業年度の開始前に(第四条第一項の規定による指定を受けた日の属する營業年度にあつては、その指定を受けた日後速やかに)、運輸省令で定めるところにより、当該營業年度の事業計画を運輸大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(社債及び借入金)

第十五条 指定会社は、社債を募集し、又は并済期限が一年を超える資金を借入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債

券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(重要な財産の譲渡等)

第十六条 指定会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十七条 指定会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第十八条 指定会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第十九条 運輸大臣は、第六条第一項第一号から第四号までの事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第二十条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)

第二十一条 運輸大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第六条第一項第一号から第四号までの事業を適正に営むことができないと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 第十九条の規定による命令に違反したとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における措置)

第二十二条 前条第一項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

2 前条第一項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消した場合において、前項の規定に基づく必要な措置がとられるまでの間

は、運輸大臣が、政令で定めるところにより、第六条第一項第一号から第四号までの事業に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

(協議)

第二十三条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三条第一項の基本計画を定めようとするとき。

二 第四条第一項の規定による指定又は第二十一条第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

三 第五条第四項、第六条第二項、第十四条、第十五条第一項、第十六条又は第十七条(指定会社の定款の変更の決議に係るもの)については、指定会社が発行する株式の総数を変更するものに限り、の認可をしようとするとき。

(罰則)

第二十四条 指定会社の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条 前条第一項のわいろを供与し、又は

その申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした指定会社の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第六条第二項の規定に違反して、事業を行ったとき。

三 第十四条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

四 第十五条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

五 第十六条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

七 第十九条の規定による命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(空港整備法の一部改正)

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「新東京国際空港」の下に、中部国際空港を加える。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第 号)第四条第一項の規定による指定があつたときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。

第十二条中「関西国際空港株式会社」の下に「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第四条第一項の規定による指定を受けた者」を加える。

理 由

最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際空港の設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中部国際空港等の設置及び管理

中部国際空港の位置を定めるとともに、同空港及び同空港に必要な航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならないこととする。

2 中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定

運輸大臣は、中部国際空港の設置及び管理を営むこと等を目的として設立された株式会社であつて、次の要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者(以下「指定会社」という。)として指定することができることとする。

(1) 基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

(2) 基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経

理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

(3) 3 (一)の株式を政府に対し適正な価額で発行すると認められる者であること。

3 指定会社に対する政府及び地方公共団体の出資

(一) 政府は、2の指定をしたときは、所要の株式を引き受けるとともに、予算の範囲内において、指定会社に追加して出資できることとする。

(二) 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、指定会社に出資できることとする。

(三) 指定会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

4 指定会社の事業

(一) 指定会社は次の事業を営むこととする。

(1) 中部国際空港の設置及び管理

(2) 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理

(3) 中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び同空港の利用者の利便に資するために敷地内に建設することが適当であると認められる事業等

(4) (1)から(3)までの事業に附帯する事業

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、中

部国際空港の設置及び管理を効率的に行うために必要な事業

(二) 指定会社は前項(5)の事業を行おうとするときは、あらかじめ運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

5 指定会社に対する支援

(一) 政府が指定会社の債務についての保証契約、指定会社に対する無利子貸付けを行うことができること等指定会社に対する支援について所要の規定を設けることとする。

(二) 指定会社が中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるために準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずることとする。

(三) 国家公務員が指定会社に出向した場合において退職手当及び共済年金の算定の基礎となる在職期間を、及び地方公務員が指定会社に出向した場合において共済年金の算定の基礎となる在職期間を、出向中の期間も通算して計算できるようにするための措置を講ずることとする。

6 指定会社に対する監督

代表取締役及び監査役の選定等の決議、事業計画、社債の募集又は長期借入金の借入れ、重要な財産の譲渡等、定款の変更等の決議等については、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする等指定会社に対する監督

ればならないこととする等指定会社に対する監督について所要の規定を設けることとする。

7 その他

(一) 運輸大臣は、指定会社が一定の事由に該当する場合には、指定を取り消すことができることとする。

(二) 指定を取り消した場合における指定会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定めることとする。とともに、当該措置がとられるまでの間は、運輸大臣が、中部国際空港の設置及び管理等の事業に係る財産の管理等を行うこととする。

(三) 運輸大臣は、指定会社の指定等を行う場合には、大蔵大臣に協議しなければならないこととする。

(四) わいろを收受等した指定会社の役員又は職員及び指定会社の役員又は職員にわいろを供与等した者に刑罰を課することとする。

(五) 運輸大臣の監督命令に違反した者等に罰則を課することとする。

8 附則

(一) この法律は、平成十年四月一日から施行することとする。

(二) 中部国際空港を空港整備法の第一種空港とするとともに、本法律に基づく指定が行われた場合は、当該指定を受けた者が同空港の設置及び管理を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十年度空港整備特別会計予算に、指定される法人が施行する新空港建設事業に要する資金の一部としての同法人に対する出資として二億千四百万円及び資金の一部貸付けとして八億五千八百万円合計十億七千二百万円が計上されている。

平成十年三月十八日

運輸委員長 大野 功統

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年二月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の
一部を改正する法律

(日本貿易振興会法の一部改正)

第一条 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第

九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「わが国を」を「我が国」に改め、「実施すること」の下に、並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もつてこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力促進に寄与すること」を加える。

第八条中「七人」を「九人」に改める。

第九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第十条第一項中、「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十一条第一項中、「副理事長及び理事」を「及び副理事長」に、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十二条中「国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員を」を「政府」に改め、「長若しくは常勤の」を削り、「職員」の下に「(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)」を加える。

第十三条第一項中、「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十四条第一項中、「副理事長」を削り、同条

第二項中「理事」を「副理事長若しくは理事」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(職員の任命)

第十七条の二 振興会の職員は、理事長が任命する。

第十八条第四項中「十五人」を「二十五人」に改め、同条第五項中「貿易に關し」を「振興会の業務の適正な運営に必要な」に改める。

第十九条中「その」を「第二十一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第十一号に掲げる業務(同項第一号から第六号までに掲げる業務に附帯するものに限る。及び同項第十二号に掲げる業務(我が国の貿易の振興に關する事業を総合的かつ効率的に実施する目的を達成するため必要なものに限る。))に係る」に改める。

第二十一条第一項第二号中「わが国を」を「我が国」に改め、同項第四号中「頒布」の下に「その他の貿易に關する広報」を加え、同項第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 アジア地域その他の地域の経済及びこれに關連する諸事情に關する資料を収集すること。

八 アジア地域その他の地域の経済及びこれに關連する諸事情に關し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を

行うこと。

九 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

十 前三号に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに關連する諸事情に關する調査研究を行う者の共用に供すること。

第二十一条第二項中「前項第八号」を「前項第十二号」に改める。

第二十八条第三号中「銀行」の下に「その他通商産業大臣の指定する金融機関」を加える。

第三十四条第三号中「第二十八条第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十五条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十七条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条中「一万円」を「十万円」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「鉱山保安監督局」を削る。

第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同条の次に次の一号を加える。

二十 日本貿易振興会に關すること。

「第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等を」第二款 鉱山保安監督部等に改める。

第十四条の見出しを、「(鉱山保安監督部等)」に改め、同条第一項中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第三項中「鉱山保安監督局」を削る。

第十五条第一項中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第三項中「鉱山保安監督局」を削る。

第十六条の見出しを、「(支部等)」に改め、同条中「局務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督署を」を削り、「支部」の下に及び「鉱山保安監督署」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(持分の払戻し)

第二条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。)は、アジア経済研究所法(昭和三十五年法律第五十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、研究所の解散の日の前日までに、研究所に出資した政府以外の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、研究所は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(研究所の解散等)

第三条 研究所は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて日本貿易振興会(以下「振興会」という。)が承継する。

2 研究所の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 研究所の平成十年四月一日に始まる事業年度は、研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

4 研究所の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

5 第一項の規定により振興会が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における研究所に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から振興会に出資されたものとする。この場合において、振興会は、その額により資本金を増加するものとする。

6 研究所の解散については、アジア経済研究所法第三十七条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

7 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

8 第一項の規定により振興会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車

の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

9 第一項の規定により振興会が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において研究所が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(振興会の副理事長の任命に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に振興会の副理事長である者は、その際第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法第十条第二項の規定により副理事長として任命されたものとみなす。

(振興会の役員の任期に関する経過措置)

第五条 前条の規定により任命されたものとみなされる副理事長の任期は、第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法第十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の副理事長としての残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に振興会の理事である者の任期については、なお従前の例による。

(アジア経済研究所法の廃止)

第六条 アジア経済研究所法は、廃止する。

(アジア経済研究所法の廃止に伴う経過措置)

第七条 前条の規定の施行前に同条の規定による

廃止前のアジア経済研究所法(第十三条及び第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表アジア経済研究所の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表アジア経済研究所の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第十一条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表アジア経済研究所の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「アジア経済研究所」を削る。

(鉱山保安法の一部改正)

第十三条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削り、(但し)を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第三項及び第四項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第九条並びに第十条第三項及び第四項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十一条中「基く」を「基づく」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十二条の二第四項、第十三条第一項及び第十六条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十九条第二項中「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第二十二條中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十三条第一項中「掘さく」を「掘さく」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第二項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十三条の二及び第二十四条の二中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十五条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削り、「取扱」を「取扱い」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二十五条の二第二項、第二十五条の三及び第二十六条第一項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第二十七条第一項及び第二十八条中「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第二十九条中「且つ」を「かつ」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十一条の二第一項中「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第三項中「鉱山保安監督局長又はを削り、「呈示」を「提示」に改める。」

第三十一条の三第三号及び第四号中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十二条及び第三十四条中「並びに鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十六条第一項中「取扱」を「取扱い」に、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削り、同条第二項から第四項までの規定中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十八条の見出しを「(鉱山保安監督部長等に対する申告)」に改め、同条第一項中「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改め、「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第四十五条中「鉱山保安監督局長及びを削る。」

第四十六条第二項中「鉱山保安監督局長又はを削り、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条第三項中「鉱山保安監督局長若しくはを削り、「且つ」を「かつ」に改める。」

第四十八条第一項中「各々」を「各々」に改め、「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十四条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十号)の一部改正

第九号の一部を次のように改正する。

第六十三條第三項及び第百條第五項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正)

第十五条 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項ただし書中「鉱山保安監督局長又はを削り、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項第二号中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

(じん肺法の一部改正)

第十六條 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「並びに鉱山保安監督局長又はを削る。」

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第十七條 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項及び第三項から第六項まで、第七條第一項及び第四項、第十二條第一項及び第二項、第十四條第三項並びに第三十三條第一項中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第三十六條第一項中「鉱山保安監督局長若しくはを削る。」

第三十七條第一項及び第三十九條中「鉱山保安監督局長又はを削る。」

第十八條 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第三十九條中、「第二十二條第一項」、「鉱山保安監督局長又はは鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と及び「鉱山保安監督局長若しくはを削り、「深海底鉱区外」との下に「同法第八條、第九條、第十條第三項及び第四項、第十一條、第十二條の二第四項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十二條第二項、第二十三條の二、第二十四條の二第一項、第二十五條第一項、第二十五條の二第一項、第二十五條の三、第二十六條第一項、第二十九條、第三十一條の三第三号及び第四号、第三十六條並びに第四十六條第二項中「鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」とを加える。

理由

行政に関する組織の簡素合理化を図るとの観点から、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情についての基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及のための業務を日本貿易振興会に行わせるとともに、アジア経済研究所を解散し、あわせて通商産業省の地方支分部局のうち鉱山保安監督局を廃止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止 に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三三

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の
一部を改正する法律案(内閣提出)に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るとの観点から、アジア経済研究所を解散し、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情についての基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及のための業務を日本貿易振興会に行わせるとともに、通商産業省の地方支分部局のうち鉱山保安監督局を鉱山保安監督部に改組する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本貿易振興会法の一部改正

アジア経済研究所(以下「研究所」という。)が行ってきた業務を日本貿易振興会(以下「振興会」という。)に行わせるとともに、振興会の組織等について、役員数及び役員の任期の変更等の措置を講ずるものとする。

2 通商産業省設置法の一部改正

研究所の解散及び鉱山保安監督局の鉱山保安監督部への改組に伴い、所要の改正を行うものとする。

3 附則

(一) この法律は、平成十年七月一日から施行するものとする。
(二) 所要の経過措置等を規定するとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るとの観点から、アジア太平洋地域等との通商経済上の協力を推進するため、地域研究、貿易・投資振興事業が一体的に実施される体制の整備及び通商産業省の地方支分部局のうち鉱山保安監督局を改組するための措置として妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十年三月十八日

商工委員長 齊藤斗志二

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 統合の実をあげるため、両機関の既存の業務・人員配置の全般について、重複を排除するのみならず、その政策効果の評価を徹底して行い、新機関の確かつ効率的な運営に努めること。

二 現アジア経済研究所の移転後においても、調査研究事業及び貿易・投資振興事業の運営については、新機関が一体となって総合力を発揮す

るとともに、調査研究の成果を公表する等利用者の利便性の確保にも十分留意すること。

三 新機関がアジア地域等の基礎的かつ総合的な調査研究を行うに際しては、我が国の当面する貿易の振興及び経済協力の推進に寄与し、国の要請に応えうるよう措置するとともに、自主的かつ効率的な調査研究活動を促進するよう努めること。

四 従来のアジア経済研究所の職員の処遇については、身分の変更に伴う不利益が生ずることがないよう十分配慮すること。

五 ポーダレス経済化が急速に進展する一方、アジア地域の経済が厳しい状況下で、我が国としても貢献が求められる今日、新機関の果たすべき役割について、長期ビジョンを確立するとともに、新機関の事業展開に積極的な取組みを行うこと。

また、民間への情報提供についてもそのニーズを常に汲み上げ、求めるものが的確に提供できるよう特段の努力を行うこと。

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成十年二月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、船舶の奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、海洋航行の安全を増進するとの見地から有意義と認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約

この条約の締結国は、

国際の平和及び安全の維持並びに諸国間の友好関係及び協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

特に、世界人権宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際規約に規定するようにすべての者が生命、自由及び身体の安全についての権利を有することを認識し、
罪のない人の生命を脅かし又は奪い、基本的自

由を侵害し、及び人間の尊厳を著しく害するあらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大していることを深く憂慮し、

海洋航行の安全に対する不法な行為が人及び財産の安全を害し、海洋航行の業務の運営に深刻な影響を及ぼし、また、海洋航行の安全に対する世界の諸国民の信頼を損なうものであることを考慮し、

このような行為の発生が国際社会全体にとって重大な関心事であることを考慮し、

すべての海洋航行の安全に対する不法な行為の防止並びにこのような行為を行った者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を立案し及びとるに当たって諸国間の国際協力を発展させることが急務であることを確信し、

「すべての国に対し、単独で並びに他の国及び国際連合の関係機関と協力して、国際的なテロリズムの原因の漸進的な除去に貢献するよう、また、国際的なテロリズムを引き起こし及び国際の平和及び安全を脅かすすべての事態(植民地主義、人種主義並びに人権及び基本的自由の大規模かつ甚だしい侵害又は外国による占領を伴う事態を含む)に特別の注意を払うよう要請する」千九百八十五年十二月九日の国際連合総会決議第六十一号(第四十回会期)を想起し、

更に、同決議が「テロリズムのあらゆる行為、方法及び実行(諸国間の友好関係及び諸国の安全を害するものを含む)を、行われた場所及び行った者のいかなを問わず、犯罪として無条件に非難

するものであることを想起し、

また、同決議が国際海事機関に対し、「適当な措置について勧告するために船舶内の又は船舶に対するテロリズムの問題を研究する」よう要請したことを想起し、

船舶の安全並びにその旅客及び乗組員の安全を脅かす不法な行為を防止するための措置の立案を求めた千九百八十五年十一月二十日の国際海事機関総会決議第五八四(14)号に留意し、

通常の船舶内の規律に従う乗組員の行為がこの条約の対象とならないことに留意し、

船舶及び船舶内の人に対する不法な行為の防止及び規制に関する規則及び基準が必要に応じて更新されるよう監視されることが望ましいことを確認し、また、この観点から、国際海事機関の海上安全委員会が船舶内の旅客及び乗組員に対する不法な行為を防止するための措置を勧告したことに満足の意をもって留意し、

更に、この条約により規律されない事項が引き続き一般国際法の規則及び原則により規律されることを確認し、

すべての国が海洋航行の安全に対する不法な行為との戦いにおいて一般国際法の規則及び原則を厳格に遵守することが必要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、「船舶」とは、海底に恒久的に取り付けられていないすべての型式の船をい

い、動的に支持される機器、潜水船その他の浮遊機器を含む。

第二条

1 この条約は、次の船舶には適用しない。

- (a) 軍艦
- (b) 国が所有し又は運航する船舶であつて軍の支援船として又は税関若しくは警察のために使用されるもの
- (c) 航行の用に供されなくなった船舶又は係船中の船舶

2 この条約のいかなる規定も、軍艦及び非商業的目的のために運航する政府船舶に与えられる免除に影響を及ぼすものではない。

第三条

1 不法かつ故意に行つた行為は、犯罪とする。

- (a) 暴力、暴力による脅迫その他の威嚇手段を用いて船舶を奪取し又は管理する行為
- (b) 船舶内の人に対する暴力行為(当該船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。)
- (c) 船舶を破壊し、又は船舶若しくはその積荷に対し当該船舶の安全な航行を損なうおそれがある損害を与える行為
- (d) 手段のいかなを問わず、船舶に、当該船舶を破壊するような装置若しくは物質若しくは当該船舶若しくはその積荷にその安全な航行を損ない若しくは損なうおそれがある損害を与えるような装置若しくは物質を置き、又は

そのような装置若しくは物質が置かれるようにする行為

- (e) 海洋航行に関する施設を破壊し若しくは著しく損傷し、又はその運用を著しく妨害する行為(船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。)
- (f) 虚偽と知っている情報を通報し、それにより船舶の安全な航行を損なう行為
- (g) (a)から(f)までに定める犯罪及びその未遂に關連して人に傷害を与え又は人を殺害する行為

2 次の行為も、犯罪とする。

- (a) 1に定める犯罪の未遂
- (b) 1に定める犯罪の教唆その他の当該犯罪に加担する行為
- (c) 1の(b)、(c)及び(e)に定める犯罪を行うとの脅迫(船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。)

何らかの行為を行うこと又は行わないことを自然人又は法人に強要する目的で行われることを要件とするか否かについては、国内法の定めるところによる。

第四条

1 この条約は、船舶が一の国の領海の外側の限界若しくは隣接国との境界を越えた水域に向かつて若しくは当該水域から航行し若しくは航行する予定である場合又は当該水域を航行し若しくは航行する予定である場合に適用する。

2 この条約は、1の規定によりこの条約が適用されない場合においても、犯人又は容疑者が1

に規定する国以外の締約国の領域内で発見されたとときは、適用する。

第五条

締約国は、第三条に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

第六条

1 締約国は、次の場合において第三条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶に対し又はその船舶内で行われる場合
- (b) 犯罪が自国の領域(領海を含む)内で行われる場合
- (c) 犯罪が自国の国民によって行われる場合

2 締約国は、次の場合において第三条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。

- (a) 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合
- (b) 犯罪の過程において自国の国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合
- (c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

3 2に定める裁判権を設定した締約国は、その旨を国際海事機関事務局長(以下「事務局長」という。)に通報する。当該締約国は、その後に当

該裁判権を廃止した場合には、その旨を事務局長に通報する。

4 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1又は2の規定に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において第三条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

5 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第七条

1 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために必要とする期間、当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため自国の法令に従って抑留その他の措置をとる。

2 1の措置をとった締約国は、自国の法令に従って事実について直ちに予備調査を行う。

3 いずれの者も、自己について1の措置がとられている場合には、次の権利を有する。

- (a) 当該者の国籍国その他当該者と連絡を取る資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者が領域内に常居所を有する国の最寄りの適当な代表と連絡を取る権利
- (b) (a)の国の代表の訪問を受ける権利

4 3に定める権利は、犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国の法令に反しないように行使

する。当該法令は、3に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならない。

5 締約国は、この条の規定に基づいていづれかの者を抑留した場合には、前条1の規定に従って裁判権を設定した国及び適当と認めるときはその他の利害関係国に対し、その者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通報する。2の予備調査を行った国は、その結果をこれらの国に対して直ちに報告するものとし、かつ、自国が裁判権を行使する意図を有するか否かを明示する。

第八条

1 締約国(旗国)の船舶の船長は、第三条に定める犯罪のいづれかを犯したと信ずるに足りる相当な理由がある者を、他の締約国(受取国)の当局に引き渡すことができる。

2 旗国は、自国の船舶の船長が、実行可能な時点において(可能なときは、1の規定に基づいて引き渡そうとする者を乗せて受取国の領海に入る前に)、当該受取国の当局に対し、その者を引き渡す意図を有する旨及びその理由を通報することを確保する。

3 受取国は、引渡しの原因となった行為がこの条約が適用されないと考えられる理由がある場合を除くほか、当該引渡しを受け入れるものとし、前条の規定に従って手続をとる。引渡しを受け入れない場合には、その理由を明らかにする。

4 旗国は、自国の船舶の船長が犯罪に関し所持

する証拠を受取国の当局に提供することを確保する。

5 3の規定に従って1に規定する者の引渡しを受け入れた受取国は、旗国に対し、当該者の旗国への引渡しを受け入れるよう要請することができる。旗国は、その要請に考慮を払うものとし、要請に応ずる場合には、前条の規定に従って手続をとる。要請に応じない場合には、受取国に対してその理由を明らかにする。

第九条

この条約のいかなる規定も、自国を旗国としな

第十条

1 犯人又は容疑者が領域内で発見された締約国は、第六条の規定が適用される場合において、当該犯人又は容疑者を引き渡さないときは、犯罪が自国の領域内で行われたものであるか否かを問わず、いかなる例外もなしに、自国の法令による手続を通じて訴追のため遅滞なく自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する他の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

2 いずれの者も、自己につき第三条に定める犯罪のいづれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱い(当該者がその領域内に所在する国の法令

においてそのような訴訟手続のために規定するすべての権利及び保障の享受を含む)を保障される。

第十一条

1 第三条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第三条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の法令に定めるその他の条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡し条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた締約国の法令に定める条件に従い、相互間で、第三条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第三条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、必要な場合には、当該犯罪が発生した場所においてのみでなく、引渡しを請求する締約国の管轄内においても行われたものとみなされる。

5 第六条の規定に従って裁判権を設定した二以上の締約国からの犯罪人引渡しの請求を受け、かつ、訴追しないことを決定した締約国は、犯人又は容疑者を引き渡す国を選択するに当た

り、犯罪の時に船舶の旗国であった締約国の利益及び責任に対して妥当な考慮を払う。

6 この条約による容疑者の引渡しの請求を受けた締約国は、当該請求を考慮するに当たり、請求を行った国において当該容疑者が第七条3に定める権利を行使することができるか否かについて妥当な考慮を払う。

7 締約国間で適用されるすべての犯罪人引渡条約及び犯罪人引渡取極は、この条約に定める犯罪について、この条約と両立しない限度において当該締約国間で修正される。

第十二条

1 締約国は、第三条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助(自国が提供することができると認められて当該訴訟手続に必要なものの収集に係る援助を含む。)を与える。

2 締約国は、相互援助に關する条約を締結している場合には、当該条約に従って1に定める義務を履行する。締約国は、そのような条約を締結していない場合には、国内法に従って相互に援助を与える。

第十三条

1 締約国は、特に次の方法により、第三条に定める犯罪の防止について協力する。
(a) 自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置をとること。
(b) 自国の国内法に従って情報を交換し、かつ、第三条に定める犯罪を防止するために適

宜とする行政上の措置その他の措置を調整すること。

2 第三条に定める犯罪が行われたために船舶の通航が遅延し又は中断した場合には、当該船舶又はその旅客若しくは乗組員が領域内に所在する締約国は、当該船舶並びにその旅客、乗組員及び積荷を不当に抑留し又は遅延させることがないようあらゆる可能な努力を払う。

第十四条

第三条に定める犯罪が行われるであろうと信ずるに足りる理由を有する締約国は、国内法に従い、第八条の規定に従って裁判権を設定した国に該当することとなるであろうと認める国に対し、できる限り速やかに自国が有する関係情報を提供する。

第十五条

1 締約国は、国内法に従い、できる限り速やかに、次の事項に關して有する関係情報を事務局長に提供する。
(a) 犯罪の状況
(b) 第十三条2の規定に従ってとった措置
(c) 犯人又は容疑者に対してとった措置、特に犯罪人引渡手続その他の法的手続の帰結

2 容疑者を訴追した締約国は、国内法に従い、訴訟手続の確定的な結果を事務局長に通報する。

3 事務局長は、1及び2の規定に従って伝達された情報をすべての締約国、国際海事機関(以下「機関」という。)の加盟国、他の関係国及び適当な政府間国際機関に通報する。

第十六条

1 この条約の解釈又は適用に關する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によって解決できないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当時国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当時国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の一部又は全部の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において当該規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付したいずれの国も、事務局長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十七条

1 この条約は、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に關する国際會議に参加した国による署名のため、千九百八十八年三月十日にローマにおいて開放するものとし、すべての国による署名のため、千九百八十八年三月十四日から千九百八十九年三月九日まで機関の本部において開放する。その後は、加入のため開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約に拘束されることについての同意を表明

することが出来る。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第十八条

1 この条約は、十五の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後九十日で効力を生ずる。

2 この条約の効力発生のための要件が満たされた日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、当該寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

第十九条

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から一年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することが出来る。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第二十条

1 機関は、この条約の改正のための会議を招集

することが出来る。

2 事務局長は、締約国の三分の一又は十の締約国のいずれか多い方の数の締約国からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

3 この条約の改正が効力を生じた日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第二十一条

1 この条約は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行う。

(a) この条約に署名しており又は加入しているすべての国及び機関のすべての加盟国に対して、次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名及び批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託並びに署名又は寄託の日

(ii) この条約の効力発生の日

(iii) この条約の廃棄書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

(iv) この条約に基づいて行われた宣言、通報又は通告の受領

(b) この条約に署名し又は加入したすべての国にこの条約の認証原本を送付すること。

3 この条約が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第二百一条の規定により、その認証原本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

第二十二条

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十八年三月十日にローマで作成した。

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

昭和六十年十月に起こったイタリア籍旅客船「アキレ・ラウロ」号乗取り事件を契機として、同事件の被害国イタリアが中心となり、エジプト及びオーストリアを共同提案国として、本条約の草案が国際海事機関(以下「IMO」という。)に提出され、IMOにおいて累次にわたり検討が行われた結果、昭和六十三年三月十日、ローマにおいて開催された海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する国際会議において、この条約が採択された。

本条約は、船舶の奪取、管理、破壊等の海洋航行の安全に対する不法な行為の犯人又は容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対し、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか訴追のため事件を自国の当局に付託するかのい

ずれかを行うことを義務付け、最終的にはいずれかの国で犯人を処罰し得るようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約の適用上「船舶」とは海底に恒久的に取り付けられていないすべての型式の船をいい、軍艦、航行の用に供されなくなった船舶等には適用しないこと。

2 締約国は、暴力等を用いて船舶を奪取し又は管理する行為、船舶内の人に対する暴力行為等、不法かつ故意に行う一定の行為、その未遂、そのような行為への加担及びそのような行為を行うとの脅迫を犯罪とすること。

3 締約国は、この条約に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することが出来るようにすること。

4 締約国は、この条約に定める犯罪が自国船舶に対し又は自国船舶内で行われる場合、自国領域内において行われる場合及び自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

5 締約国は、この条約に定める犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合、当該犯罪の過程において自国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合及び当該犯罪が何らかの行為を行うこと等を自国に強要する目的で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、このような裁判権を設定し

た場合及びその後廃止した場合にはIMO事務局長に通報すること。

6 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

7 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況に応じ、当該犯人又は容疑者の所在を確保するため抑留その他の措置をとること。

8 締約国(旗国)の船舶の船長は、この条約に定める犯罪を行ったと信ずるに足りる相当な理由がある者を他の締約国(受取国)の当局に引き渡すことができ、受取国は、原則としてこの引渡しを受け入れること。

9 犯人又は容疑者が自国の領域内で発見された締約国は、当該犯人又は容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託すること。

なお、本条約は、平成四年三月一日に効力を生じており、我が国については加入書をIMO事務局長に寄託した日の後九十日で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、国際的なテロリズムの防止に資するとともに、海洋航行の安全を増進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年三月十八日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十年二月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの安全を増進するとの見地から有意義と認められる。よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

適用されない場合においても、犯罪が一の国の内水又は領海に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われ、かつ、その犯人又は容疑者が当該国以外の締約国の領域内で発見されたときは、適用する。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書

この議定書の締約国は、

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締約国として、

同条約を作成した事情が大陸棚に所在する固定プラットフォームにも存在することを認識し、

同条約の規定を考慮し、

この議定書により規律されない事項が引き続き一般国際法の規則及び原則により規律されることを確認して、

次のとおり協定した。

第一條

1 大陸棚に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われる次条に定める犯罪については、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(以下「条約」という。)の第五条、第七条及び第十条から第十六条までの規定を準用する。

2 この議定書は、1の規定によりこの議定書が

適用されない場合においても、犯罪が一の国の内水又は領海に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われ、かつ、その犯人又は容疑者が当該国以外の締約国の領域内で発見されたときは、適用する。

この議定書の適用上、「固定プラットフォーム」とは、資源の探査又は開発その他の経済的な目的で海底に恒久的に取り付けられている人工島、施設又は構造物をいう。

第二條

1 不法かつ故意に行う次の行為は、犯罪とする。

(a) 暴力、脅迫による脅迫その他の威嚇手段を用いて固定プラットフォームを奪取し又は管理する行為

(b) 固定プラットフォームにおける人に対する暴力行為当該固定プラットフォームの安全を損なうおそれがあるものに限る。

(c) 固定プラットフォームを破壊し、又は固定プラットフォームに対しその安全を損なうおそれがある損害を与える行為

(d) 手段のいかんを問わず、固定プラットフォームに、これを破壊するような若しくはその安全を損なうおそれがある装置若しくは物質を置き、又はそのような装置若しくは物質が置かれるようにする行為

(e) (a)から(d)までに定める犯罪及びその未遂に関連して人に傷害を与え又は人を殺害する行為

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

2 次の行為も、犯罪とする。

- (a) 1 に定める犯罪の未遂
- (b) 1 に定める犯罪の教唆その他の当該犯罪に加担する行為
- (c) 1 の(b)及び(c)に定める犯罪を行うとの脅迫(固定プラットフォームの安全を損なうおそれがあるものに限る)。何らかの行為を行うこと又は行わないことを自然人又は法人に強要する目的で行われることを要件とするか否かについては、国内法の定めるところによる。

第三条

1 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が、自国の大陸棚に所在する固定プラットフォームに対し又は当該固定プラットフォームにおいて行われる場合
- (b) 犯罪が自国の国民によって行われる場合

2 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、

- (a) 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合
- (b) 犯罪の過程において自国の国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合
- (c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

3 2 に定める裁判権を設定した締約国は、その旨を国際海事機関事務局長(以下「事務局長」という。)に通報する。当該締約国は、その後当該裁判権を廃止した場合には、その旨を事務局長に通報する。

4 締約国は、客観者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1又は2の規定に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対しても当該客観者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

5 この議定書は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第四条

この議定書のいかなる規定も、大陸棚に所在する固定プラットフォームに関する国際法の規則に影響を及ぼすものではない。

第五条

1 この議定書は、千九百八十八年三月十日にローマにおいて、また、千九百八十八年三月十四日から千九百八十九年三月九日まで国際海事機関(以下「機関」という。)の本部において、条約に署名した国による署名のために開放する。その後は、加入のため開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

署名すること。

- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。
- (c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

4 批准、受諾又は承認を条件とすることなく条約に署名した国、これを批准し、受諾し又は承認した国及びこれに加入した国のみが、この議定書の締約国となることができる。

第六条

1 この議定書は、三の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後九十日で効力を生ずる。ただし、この議定書は、条約が効力を生ずる前に効力を生ずることはない。

2 この議定書の効力発生のための要件が満たされた日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、当該寄託の日の後九十日で効力を生ずる。

第七条

1 締約国は、自国についてこの議定書が効力を生じた日から一年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 いずれかの締約国による条約の廃棄は、この議定書の廃棄とみなす。

第八条

1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2 事務局長は、締約国の三分の一又は五の締約国のいずれか多い方の数の締約国からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

3 この議定書の改正が効力を生じた日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとする。

第九条

1 この議定書は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行う。

- (a) この議定書に署名しており又は加入しているすべての国及び機関のすべての加盟国に対し、次の事項を通報すること。

- (i) 新たに行われた署名及び批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託並びに署名又は寄託の日
- (ii) この議定書の効力発生の日
- (iii) この議定書の廃棄書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日
- (iv) この議定書又は条約に基づいて行われたこの議定書に関する宣言、通報又は通告の受領

(b) この議定書に署名し又は加入したすべての国にこの議定書の認証書を交付すること。

3 この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第二十一条の規定により、その認証書を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

第十条

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十八年三月十日にローマで作成した。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和六十年十月に起こったイタリア籍旅客船「アキレ・ラウロ」号乗った事件を契機として国際海事機関(以下「IMO」という。)において開始された「海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約(以下「条約」という。)」の検討の過程において、大陸棚等に所在する石油掘削装置等の固定プラットフォームの安全に対する不法行為についても防止の必要性が認識さ

れ、検討が進められた結果、昭和六十二年三月十日、ローマにおいて開催された海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する国際会議において、本議定書は同条約と共に採択された。

本議定書は、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、管理、破壊等その安全に対する不法行為の犯人又は容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対し、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか訴追のため事件を自国の当局に付託するかのいずれかを行うことを義務付け、最終的にはいずれかの国で犯人を処罰し得るようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 大陸棚に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われるこの議定書に定める犯罪については、条約の第五条、第七条及び第十条から第十六条までの規定を準用し、これによりこの議定書が適用されない場合においても、犯罪が一の国の内水又は領海に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われ、かつ、その犯人又は容疑者が当該国以外の締約国の領域内で発見されたときは、この議定書を適用すること。

2 締約国は、暴力等を用いて固定プラットフォームを奪取し又は管理する行為、固定プラットフォームにおける人に対する暴力行為等、不法かつ故意に行う一定の行為、その未

遂、そのような行為への加担及びそのような行為を行うとの脅迫を犯罪とすること。

3 締約国は、この議定書に定める犯罪が自国の大陸棚に所在する固定プラットフォームに對し又は当該固定プラットフォームにおいて行われる場合及び自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

4 締約国は、この議定書に定める犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合、当該犯罪の過程において自国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合及び当該犯罪が何らかの行為を行うこと等を自国に強要する目的で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、このような裁判権を設定した場合及びその後廃止した場合にはIMO事務局長に通報すること。

5 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他のいずれの締約国に對しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

なお、本議定書は、平成四年三月一日に効力を生じており、我が国については加入書をIMO事務局長に寄託した日の後九十日で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基

づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、国際的なテロリズムの防止に資するとともに、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの安全を増進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年三月十八日

外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

千九百七十二年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十年二月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

千九百七十二年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を締結する国際民間航空に使用される空港における不法行為の防止に関する条約を締結し、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、国際民間航空に使用される空港における不法行為等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定しており、民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を締結するものである。我が国がこの議定書を締結することは、国際民間航空に使用される空港における安全を増進するとの見地から有意義と認められる。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を締結する国際民間航空に使用される空港における不法行為の防止に関する議定書

この議定書の締結国は、

国際民間航空に使用される空港における人の安全を損ない若しくは損なうおそれがあり又はその

ような空港の安全な運用を害する不法な暴力行為が、そのような空港における安全に対する世界の諸国民の信頼を損ない、また、すべての国の民間航空の安全なかつ秩序ある運営を妨げるものであることを考慮し、

そのような不法な暴力行為の発生が国際社会の重大な関心事であり、また、そのような不法な暴力行為を抑止する目的をもって犯人の処罰のための適当な措置を緊急に講ずる必要があることを考慮し、

国際民間航空に使用される空港におけるそのような不法な暴力行為に対処するため、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を締結する規定を採択する必要があることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

この議定書は、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約(以下「条約」という)を補足する。この議定書の締結国の間においては、条約及びこの議定書を単一の文書として一括して読みかつ解釈するものとする。

第二条

1 条約第一条の次に1の二として次のように加える。

1の二 何らかの装置、物質又は武器を使用し、て不法かつ故意に行う次の行為(国際民間航空に使用される空港における安全を損ない又は損なうおそれがあるものに限る。)

(a) 国際民間航空に使用される空港における人に對する暴力行為(重大な傷害又は死亡を引き起こし又は引き起こすおそれがあるものに限る。)

(b) 国際民間航空に使用される空港に係る施設若しくはそのような空港にある業務中ではない航空機を破壊し若しくは著しく損傷し又はそのような空港に係る業務を混乱させる行為

2 条約第一条2の(a)及び(b)中「1」の下に「又は1の二」を加える。

第三条

条約第五条2の次に2の二として次のように加える。

2の二 容疑者が領域内に所在する締結国は、

1 (a)の場合に該当する締結国に対し第八条の規定に従つてその容疑者を引き渡さない場合に第一条1の二に定める犯罪行為及びこれらの犯罪行為に係る同条2に定める犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

第四条

この議定書は、千九百八十八年二月九日から十四日までモントリオールにおいて開催された航空法に関する国際會議に参加した国による署名のため、千九百八十八年二月二十四日にモント

リオールにおいて開放するものとし、千九百八十八年三月一日後は、この議定書が第六条の規定に従つて効力を生ずるまで、ロンドン、モスクワ、ワシントン及びモントリオールにおいてすべての国による署名のために開放しておく。

第五条

1 この議定書は、署名国によって批准されなければならない。

2 条約の締結国でない国は、同時に条約第十五条の規定に従つて条約を批准し又はこれに加入する場合に限り、この議定書を批准することができる。

3 批准書は、この議定書により寄託者として指定されるソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府又は国際民間航空機関に寄託する。

第六条

1 この議定書は、十の署名国が批准書を寄託したときは、十番目の批准書の寄託の日(以下「日」)の日(以下「日」)にそれらの署名国の間で効力を生ずる。この議定書は、その後批准書を寄託する国については、その批准書の寄託の日(以下「日」)の日(以下「日」)に効力を生ずる。

2 この議定書は、その効力発生の後直ちに寄託者が国際連合憲章第百一条及び国際民間航空条約(千九百四十四年シカゴ)第八十三条の規定に従つて登録する。

第七条

1 この議定書は、その効力発生の後は、非署名国による加入のために開放しておく。

2 条約の締結国でない国は、同時に条約第十五条の規定に従って条約を批准し又はこれに加入する場合に限り、この議定書に加入することができる。

3 加入書は、寄託者に寄託するものとし、加入は、加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第八条

1 この議定書のいずれの締結国も、寄託者にあつた通告書によってこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者とその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 この議定書の廃棄は、それ自体では、条約の廃棄の効力を有しない。

4 条約の廃棄は、この議定書により補足された条約の締結国によって行われた場合には、この議定書の廃棄の効力も有する。

第九条

1 寄託者は、この議定書のすべての署名国及び加入国並びに条約のすべての署名国及び加入国に対し、次の事項を速やかに通報する。

(a) この議定書の各署名の日及び各批准書又は各加入書の寄託の日

(b) この議定書の廃棄の通告の受領及びその受領の日

2 寄託者は、1に規定する国に対し、第六条の規定に従つてこの議定書が効力を生ずる日を通報する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

千九百八十八年二月二十四日にモントリオールで、それぞれが英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による真正な四本文から成る原本四通を作成した。

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和六十一年十二月にローマ及びウィーンの国際空港において発生したテロ事件を契機に、国際空港におけるテロ事件の発生防止のための国際的な協力の必要性が強く認識され、同様の事件の発生防止のための文書の作成がカナダにより提唱された。

このような背景の下で、昭和六十一年九月から十月まで開催された国際民間航空機関以下

「ICAO」という。第二十六回総会は、ICAO法律委員会に対して国際空港における不法な暴力行為の防止のための文書の作成を付託し、最優先事項として検討させることを決議した。昭和六十二年一月に開催されたICAO特別法律小委員会及び同年四月から五月まで開催されたICAO法律委員会における検討の後、昭和六十三年二月にモントリオールで開催された航空法に関する国際会議において、「民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約」(以下「条約」という)を補足する議定書としてこの議定書が採択された。

本議定書は、国際民間航空に使用される空港(以下「空港」という)における安全に対する不法な暴力行為の犯人又は容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締結国に対し、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか訴追のため事件を自国の当局に付託するかをいずれかを行うことを義務付け、最終的にはいずれかの国で犯人を処罰し得るようになるものであり、その主な内容はその次のとおりである。

1 この議定書は条約を補足し、この議定書の締結国の間においては、条約及びこの議定書を単一の文書として一括して読みかつ解釈するものとする。

2 条約に次の趣旨の規定を加えること。

(一) 空港における安全を損ない又は損なうおそれがある何らかの装置、物質又は武器を使用して不法かつ故意に行う人に対する暴

力行為及び空港に係る施設若しくは空港にある業務外の航空機の破壊行為又は空港に係る業務を混乱させる行為、その未遂、そのような行為への加担を犯罪とすること。

(二) 締結国は、自国の領域内に所在するこの議定書に定める犯罪の容疑者を犯罪行為地となつた他の締結国に引き渡さない場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

なお、本議定書は、平成元年八月六日に効力を生じており、我が国については本議定書により寄託者として指定されるソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府又はICAOに加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、国際的なテロリズムの防止に資するとともに、空港における安全を増進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年三月十八日

外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

土地の再評価に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十年三月九日

提出者

大原 一三 杉浦 正健

与謝野 馨 濱田 健一

島山健治郎 園田 博之

賛成者

井奥 貞雄外二十名

土地の再評価に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、法人が所有している事業用土地の再評価に關し必要な事項を定めることにより、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「事業用土地」とは、この法律の施行地内にある土地で、販売を目的として所有するもの以外のものをいう。

2 この法律において「再評価」とは、事業用土地について時価による評価を行い、当該事業用土地の帳簿価額を改定することをいう。

3 この法律において「再評価額」とは、再評価により事業用土地の帳簿価額が改定される場合における当該改定後の帳簿価額をいう。

(土地の再評価)
第三条 次に掲げる法人で事業用土地を所有するものは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第

三十四条第二号(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、その事業用土地について再評価を行うことができる。

一 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条に規定する株式会社(同条の規定を他の法律において準用することにより会計監査人の監査を受けなければならないこととされている法人を含む。)

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 農林中央金庫

六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

七 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

八 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

2 法人は、前項の規定により再評価を行う場合には、その所有するすべての事業用土地につい

て再評価を行わなければならない。

3 法人は、第一項の規定により再評価を行った場合には、当該再評価の方法について貸借対照表に注記しなければならない。

4 第一項の規定による再評価の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

(信託財産の取扱い)

第四条 信託財産である事業用土地については、受益者が当該事業用土地を所有するものとみなして、この法律の規定を適用する。

(再評価の時期)

第五条 第三條第一項の規定による再評価は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から施行日以後二年を経過する日までの期間(次条において「再評価実施期間」という。)内のいずれか一の決算期において行うことができる。

(合併の場合における再評価)

第六条 法人が再評価実施期間内に合併をした場合において、当該合併に係る被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下同じ。)が第三條第一項の規定による再評価を行っていないときは、当該合併に係る合併法人(合併により設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ。)で同項各号に掲げる法人であるものは、当該合併の日から施行日以後二年を経過する日までの期間内のいずれか一の決算期において、当該合併により取得した事業用土地について、同項の規定による再評価を行うことができる。

(再評価差額金)

第七条 第三條第一項の規定により再評価を行った法人は、当該再評価を行った事業用土地の再評価額から当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を控除した金額を再評価差額金として、政令で定めるところにより、貸借対照表に計上しなければならない。

(再評価差額金の取崩し)

第八条 法人が第三條第一項の規定による再評価を行った事業用土地を売却等により処分した場合に、当該法人は、当該事業用土地に係る再評価差額金を取り崩さなければならない。

2 法人が第三條第一項の規定による再評価を行った事業用土地について商法第三十四條第二号の規定により帳簿価額の減額をした場合には、当該法人は、当該事業用土地に係る再評価差額金について、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める金額を取り崩さなければならない。

一 当該事業用土地が第三條第一項の規定による再評価によりその帳簿価額を増額したものであり、かつ、商法第三十四條第二号の規定による減額をした当該事業用土地の帳簿価額が再評価の直前における当該事業用土地の帳簿価額以上である場合 当該事業用土地に係る再評価差額金のうちその減額した金額に相当する金額

二 当該事業用土地が第三條第一項の規定による再評価によりその帳簿価額を増額したもの

であり、かつ、商法第三十四条第二号の規定による減額をした当該事業用土地の帳簿価額が再評価の直前における当該事業用土地の帳簿価額に満たない場合、当該事業用土地に係る再評価差額金の全額

三 当該事業用土地が第三号第一項の規定による再評価によりその帳簿価額を減額したものである場合、当該事業用土地に係る再評価差額金の全額

三 再評価差額は、前二項の規定による場合を除くほか、取り崩すことができない。

(合併の場合の再評価差額金の承継)

第九号 再評価差額金を貸借対照表に計上している法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人は、当該合併の直前における当該合併に係る被合併法人の再評価差額金の額に相当する金額を第七号に規定する再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併法人の再評価差額金に組み入れなければならない。

2 前項の規定により被合併法人から再評価差額金を承継した合併法人についての第三号第三項、前条第一項及び第二項並びに次条の規定の適用については、第三号第三項中「場合」とあるのは「場合(第九号第一項の規定により被合併法人から再評価差額金を承継した場合を含む。)」と、前条第一項及び第二項並びに次条中「行った事業用土地」とあるのは「行った事業用土地(第九号第一項の被合併法人が第三号第一項の

規定により再評価を行った事業用土地を含む。）」とする。

(差額の注記)

第十号 法人が第三号第一項の規定により再評価を行った事業用土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合においては、当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿価額の合計額との差額を貸借対照表に注記しなければならない。

(帳簿書類の保存等)

第十一号 第三号第一項の規定により再評価を行った法人は、当該再評価を行った事業用土地ごとに再評価前の帳簿価額及び再評価額を帳簿書類に記録し、これを当該事業用土地に係る再評価差額金の取崩し後七年を経過する日まで保存しなければならない。

2 第九号第一項の規定により被合併法人から再評価差額金を承継した合併法人は、被合併法人の前項の規定による記録及び帳簿書類の保存の義務を承継する。

(政令への委任)

第十二号 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、平成十年三月三十一日から施行する。

理 由

金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与するため、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地の再評価に関する法律案(大原一三君外五名提出に関する報告書)

議案の目的及び要旨

本案は、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定めることにより、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 土地の再評価

(一) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二条に規定する株式会社である、いわゆる商法監査特例会社及び信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合など系統金融機関は、固定資産の評価を定める商法第三十四条第二号の規定にかかわらず、その所有する事業用土地について、時価による評価を行い当該事業用土地の帳簿価額を改定するところの再評価を行うことができること。

(二) 法人が再評価を行う場合には、その所有するすべての事業用土地について再評価を行わなければならないこと。

2 再評価の時期

再評価は、この法律の施行日から施行日以後二年を経過する日までの期間内のいずれか一の決算期において行うことができること。

3 再評価差額金

再評価を行った法人は、当該再評価を行った事業用土地の再評価額から当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を控除した金額を再評価差額金として、貸借対照表に計上しなければならないこと。

4 再評価差額金の取崩し

法人が再評価を行った事業用土地を売却等により処分した場合には、当該法人は、当該事業用土地に係る再評価差額金を取り崩さなければならないこと。

5 差額の注記

再評価を行った事業用土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、当該事業用土地の帳簿価額の合計額を下回った場合には、その差額を貸借対照表に注記しなければならないこと。

6 施行期日

この法律は、平成十年三月三十一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与するため、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定めるものであり、その措置は妥当なもの

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号

土地の再評価に関する法律案及び同報告書 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四四

と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年三月十八日

法務委員長 笹川 堯

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

土地の再評価に関する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、政府は次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 事業用土地の再評価に当たっては、帳簿価額と時価の乖離を是正することにより、企業経営の健全性の向上に寄与するとともに、いわゆる貸し流りを是正し、金融の円滑化が図られるよう法の趣旨及び内容を周知徹底すること。

二 商業帳簿の適正な処理及び管理・保存が行われるよう指導するとともに、ディスクロージャーの一層の推進を図ること。

三 公正な会計監査と監査の的確性が確保されるよう指導を強化すること。

四 再評価差額金の貸方計上の在り方については、税効果会計に係る考え方の進展や他の評価益に係る会計上の位置づけの展開等を踏まえて、時宜に即した取扱いとなるよう検討を進めること。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十年三月九日

提出者

太田 誠一 加藤 卓二

保岡 興治 濱田 健一

島山健治郎 園田 博之

上田 勇 権藤 恒夫

賛成者

逢沢 一郎外二十名

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総数は」を「総数から次条第二項の株式の総数を控除した数は」に改め、同条第五項中「株式の下に」(次条第五項の株式を除く。)を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 前条第二項の場合においては、定款をもって、資本準備金をもって株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、定款をもって、その定めをした日後において取締役会の決議により資本準備金をもって買い受けて消却することができる株式の総数及び取得価額の総額を定めなければならない。

3 前項の株式の取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額を超えることができる。

4 第一項の定款の定めに基づく前条第一項の決議においては、資本準備金をもって買い受けて消却すべき株式の種類、数及び取得価額の総額を定めなければならない。

5 前項の決議により買い受けることができる株式の取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額を超えることができない。

6 第四項の決議による株式の買受けは、最終の貸借対照表上の純資産額が商法第二百九十三条ノ五第三項各号の金額及び同条第一項の規定により分配した金銭の額の合計額を下回るときは、することができない。

第四條中「前条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第五條第一項中「遅滞なく」の下に「(第七条第一項において準用する商法第四百十二條の手續をした場合には、その手續の終了後遅滞なく)」を加える。

第六條第一項中「第三条第五項の下に」又は「第三条の二第五項」を加え、「同条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第七條第一項中、「第三条第一項」を「第三条第一項」に改め、「ついで」の下に、「同法第三百七十

六条第三項及び第四百十二條の規定は第三条の二第四項の決議があつた場合について」を加え、同条第二項中「とあるのは、」とあるのは「に、」とする。と、「決議」とあるのは「決議(同法第三条の二第四項ノ決議ヲ除ク)」とする」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(資本準備金をもってする株式の消却による変更の登記の添付書類)

第七條の二 第三条の二第四項の決議による株式の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 前条第一項において準用する商法第四百十二條第一項の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合)には、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は株式の消却をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

二 資本準備金の存在を証する書面

(証券取引法の適用)

第七條の三 第三条の二第一項の場合における証券取引法第六十六條の規定の適用については、同条中「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條の規定」とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條若しくは第三條の二の規定」とする。

第七條の四 第三條の二第一項の場合における証券取引法第六十六條の規定の適用については、同条中「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條の規定」とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條若しくは第三條の二の規定」とする。

第九条中、「株式を」株式に改め、「しなかつた」を「せず、又は第七條第一項において準用する同法第四百十二條の規定に違反して株式を消却した」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(最初に招集される株主総会までの特例)

第三條 この法律の施行後最初に招集手続が開始される株主総会の終結の時までは、会社は、定款にこの法律による改正後の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(以下「新法」という。)第三條の二第一項の定めがなくても、同条第四項の決議をすることができ、

2 前項の決議により株式を買い受けたときは、取締役は、その株式の消却の承認に関する議案を同項の株主総会に提出しなければならない。

3 前項の承認は、商法第三百四十三條に定める決議によらなければならない。

4 第一項の決議により株式を買い受けたときは、会社は、新法第五條第一項の規定にかかわらず、第二項の承認があるまでは、その株式について失効の手続をしてはならない。

5 第一項の決議により株式を買い受けた場合に

おいて、第二項の承認がなかったときは、会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

(過料)

第四條 取締役、商法第百八十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者又は同法第二百五十八條第二項の職務代行者が、前条第四項の規定に違反して株式の失効の手続をし、又は同条第五項の規定に違反して株式の処分をしなかつたときは、百万円以下の過料に処する。

(失効)

第五條 新法第三條の二の規定並びに新法第三條第三項及び第五項、第五條第一項、第六條第一項、第七條から第七條の三まで並びに第九條の規定(新法第三條の二に係る部分に限る)は、平成十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに新法第三條の二第四項の決議があつた場合におけるその決議による株式の買受けについては、なお従前の例による。

2 前項の時までにした行為及び同項ただし書の規定により従前の例によることとされる場合におけるその時以後にした行為に対する罰則の適用については、同項に規定する規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)

第六條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九條の七」を「第九條の八」に改め

る。

第九條の五第一項中「及び次条第一項」を「次条第一項及び第九條の七第一項」に改め、「規定する公開買付けの下に」(以下この項及び第九條の七において「公開買付け」という。)を加える。

第二章第一節中第九條の七を第九條の八とし、第九條の六の次に次の一条を加える。

(上場会社等の資本準備金をもつてする株式の消却の場合のみなし配当等の課税の特例)
第九條の七 上場会社等が、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三條の二第四項の決議に基づき、公開買付けにより資本準備金をもつてする株式の消却を行つた場合における所得税法第二十五條第一項の規定の適用については、同項第一号中「株式の消却」とあるのは、

「株式の消却(株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三條の二第四項(株式の消却に関する商法の特例)の決議に基づき、資本準備金をもつてされるものを除く。）」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七條の十第四項(第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七條の十第四項中の「金額」とあるのは、「金額(第九條の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

3 個人が、株式の消却の手続に関する商法の

特例に関する法律第三條の二第四項の決議による株式の買受けに係る公開買付けに応じて株式を譲渡した場合における第三十七條の十一の規定の適用については、同条第一項第二号中「証券業者の営業所において行う当該証券業者に対する当該株式等」とあるのは、「当該株式等を発行した法人(以下この条において「発行法人」という。)に対して証券取引法第二十七條の二十二の二第二項に規定する公開買付けに応じて行う株式」と、同条第三号中「当該株式等を発行した法人(以下この条において「発行法人」という。）」とあるのは「発行法人」とする。

(附則第三條第二項の承認があつた場合のみなし配当の課税の特例)

第七條 附則第三條第二項の承認があつた場合における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び租税特別措置法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十五條第一項第一号中「株式の消却」とあるのは、「株式の消却(株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第号)附則第三條第二項(最初に招集される株主総会までの特例)の承認に係るものを除く。）」とする。

二 法人税法第二十四條第一項第一号中「株式

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四六

の消却」とあるのは、「株式の消却(株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第号)附則第三條第二項(最初に招集される株主總會までの特例)の承認に係るものを除く。)」とする。

三 租税特別措置法第九條の七第一項中「決議に基づき、公開買付け」とあるのは、「決議(株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第号)附則第三條第一項の規定に基づき、公開買付け)に基づき、公開買付け」とする。

(地方税法の一部改正)
第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條の二第一項中「第六項第三号」を「第七項第三号」に改め、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 租税特別措置法第九條の七第一項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「(の金額)(租税特別措置法第九條の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。
附則第三十五條の三第一項中「前條第一項から第六項まで」を「前條第一項から第七項まで」

に改め、同條第五項中「前條第一項から第五項まで」を「前條第一項から第六項まで」に改め、同條第九項中「前條第一項から第六項まで」を「前條第一項から第七項まで」に、「前條第七項」を「前條第八項」に、「同條第一項から第六項まで」を「同條第一項から第七項まで」に、「前條第一項から第五項まで」を「前條第一項から第六項まで」に、「同條第一項から第五項まで」を「同條第一項から第六項まで」に改める。

理由

会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもって自己株式の消却に関する商法の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外七名提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもって自己株式の消却に関する商法の特例を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 資本準備金をもって株式の消却
(一) 公開会社は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるとき

は取締役会の決議により資本準備金をもって自己株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができること。

(二) の場合においては、定款をもって、その定めをした日後において取締役会の決議により資本準備金をもって買い受けて消却することができる株式の総数及び取得価額の総額を定めなければならないこと。

(三) の株式の取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額を超えることができないこと。

2 債権者保護手續
資本準備金をもって自己株式を買い受けて消却する旨の取締役会の決議があった場合には、債権者保護手續をしなければならないこと。また、会社は、この手續をした場合には、その手續の終了後遅滞なく、その株式について失効の手續をしなければならないこと。

3 最初に招集される株主總會までの特例
この法律の施行後最初に招集手續が開始される株主總會の終結の時までは、会社は、定款に定めがなくても、取締役会の決議により資本準備金をもって自己株式を買い受けて消却することができること。これにより株式を買い受けたときは、取締役は、株式の消却の承認に関する議案をその最初の株主總會に提出しなければならないこと。この場合の承認

は、特別決議によらなければならないこと。

4 失効
この法律は、平成十二年三月三十一日限りその効力を失うこと。

5 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は公開会社について、資本準備金をもって自己株式の消却に関する商法の特例を設ける等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成十年三月十八日
法務委員長 笹川 堯
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
(別紙)

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
本法の施行に当たっては、政府は次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 法定準備金制度の適正化を期し、自己株式の取得・消却による資本の効率化を促進するため法改正の趣旨及び内容を周知徹底し、法の円滑な施行を図ること。
二 株主、債権者等の保護並びに企業経営の健全

化を図るために、デイスクロージャーを十分行
うよう指導に努めること。

三 自己株式の取得・消却に際して、相場操縦や
インサイダー取引による弊害を引き起こされる
ことのないように監視体制を強化するとともに
に、不正取引に対しては証券取引法を厳格に適
用すること。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路
整備臨時措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十年三月十三日

提出者

鈴木 吉雄 榊床 伸二

平野 博文 松崎 公昭

賛成者

安住 淳外六十名

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道

路整備臨時措置法の一部を改正する法律

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律
第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「平成五年度」を「道路審議会
の意見を聴いて、平成十年度」に改め、同条第
五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条
第九項とし、同条第四項中「第一項の規定によ
る閣議の決定」を「前項の規定による国会の承
認に改め、同項を同条第八項とし、同項の前
に次の三項を加える。

5 建設大臣は、第一項の規定により道路整備
五箇年計画の案を作成しようとするときは、
あらかじめ、建設省令で定めるところによ
り、その旨を公告し、当該道路整備五箇年計
画の案の原案を、当該公告の日から起算して
一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 道路整備五箇年計画の案の原案について意
見を有する者は、前項の公告の日から、同項
の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週
間を経過する日までの間に、建設大臣に対
し、意見書の提出により、これを述べること
ができる。

7 内閣は、第一項の規定により道路整備五箇
年計画を決定したときは、前項の規定により
述べられた意見の概要を記載した書類を添え
てこれを国会に提出し、その承認を受けなけ
ればならない。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に
次の一項を加える。

3 建設大臣は、第一項の規定により道路整備
五箇年計画の案を作成するに当たっては、都
道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、建
設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。
ない。

第二条の次に次の一条を加える。

(道路審議会の審議の公開等)

第二条の二 道路審議会の道路整備五箇年計画
の案に関する審議及び第六條の規定に基づい
て行う事後評価に関する審議は、公開とす
る。

2 道路審議会は、前項の審議に用いられた資
料を公表しなければならない。

3 道路審議会は、第一項の審議のために必要
があると認めるときは、関係行政機関の長、
関係地方公共団体の長その他の関係者に対
し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の
必要な協力を求めることができる。

4 道路審議会は、道路整備五箇年計画の案に
ついて意見を決定するときは、公聴会を開か
なければならない。

第三条 第一項、第四條及び第五條第一項中
「平成五年度」を「平成十年度」に改め、同条の次
に次の一条を加える。

(事後評価)

第六條 政府は、道路整備五箇年計画の最終年
度の終了後一年以内に、道路審議会の意見を
聴いて、当該道路整備五箇年計画の計画期間
における道路の整備に関する事業の実施が及
ぼした環境への影響その他社会的、経済的及
び文化的な影響の評価に関する報告書を作成
し、これを国会に提出しなければならない。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改
正)
第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭
和三十九年法律第百十五号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第二項中「平成十年三月三十一日」を「平
成十五年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行す
る。ただし、第二条の規定は、公布の日から施
行する。

(平成十年度における道路整備費の財源等の特
例)

2 平成十年度における第一条の規定による改正
後の道路整備緊急措置法第三条第一項及び第五
条第二項の規定の適用については、同法第三条
第一項中「次に掲げる額の合算額」とあるのは
「第一号に掲げる額」と、同法第五条第二項中
「予算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入
額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算
額に不足するときは、当該不足額を加算し、当
該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超
える額を控除した額)」とあるのは「予算額」とす
る。

(道路整備特別会計法の一部改正)

3 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三
十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則
第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下
げ、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第
二十項」に、「附則第十八項」を「附則第十九項」
に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六
項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次
の一項を加える。

16 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガスの収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第一条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。))は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

理由

道路が国民の重要な資産であることに堪がみ、国民の意見を反映させて道路を計画的に整備するため、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成、当該計画の内容及び決定過程の透明化、国会における承認並びに事後評価等に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二兆六千八百億円の見込みである。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(録呂吉雄君外三名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、道路が国民の重要な資産であることにかんがみ、国民の意見を反映させて道路を計画的に整備するため、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成、当該計画の内容及び決定過程の透明化、国会における承認並びに事後評価等に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 道路整備緊急措置法の一部改正

(一) 道路整備五箇年計画

(1) 建設大臣は、道路審議会の意見を聴いて、平成十年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならないこととする。

(2) 建設大臣は、道路整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならぬこととする。

(3) 建設大臣は、道路整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該道路整備五箇年計画の案の原案を公衆の縦覧に供しななければならないこととする。

(4) 道路整備五箇年計画の案の原案について

て意見を有する者は、建設大臣に対し、意見書を提出することができることとする。

(5) 内閣は、道路整備五箇年計画を決定したときは、述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

(二) 道路審議会の審議の公開等

(1) 道路審議会の道路整備五箇年計画の案に関する審議及び(三)の事後評価に関する審議は、公開するとともに審議に用いられた資料は公表しなければならないこととする。

(2) 道路審議会は、審議のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提出等必要な協力を求めることができることとする。

(3) 道路審議会は、道路整備五箇年計画の案について意見を決定するとき、公聴会を開かなければならないこととする。

(三) 事後評価

政府は、道路整備五箇年計画の最終年度の終了後一年以内に、道路審議会の意見を聴いて、当該道路整備五箇年計画の計画期間における道路の整備に関する事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響の評価に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないこととする。

2 奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正

奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成十五年三月三十一日まで延長することとする。

3 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、2については、公布の日から施行する。

議案の否決理由

本案は、道路が重要な資産であることにかんがみ、国民の意見を反映させて道路を計画的に整備するため、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成、当該計画の内容及び決定過程の透明化、国会における承認並びに事後評価等に関する措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二兆六千八百億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して互建設大臣より、「政府としては反対である」旨の意見が述べられた。

平成十年三月十八日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年一月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条第一項、第四条及び第五条第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十三年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(平成十年度における道路整備費の財源等の特別例)

2 平成十年度における第一条の規定による改正

後の道路整備緊急措置法第三条第一項及び第五条第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同法第五条第二項中「予算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額)」とあるのは「予算額」とする。

(道路整備特別会計法の一部改正)

3 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第二十項」に、「附則第十八項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律平成十年法律第 号(第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。))第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財

源に充てて行った道路整備事業(平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

理 由

道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成等道路の整備に關し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成等道路の整備に關し必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路整備緊急措置法の一部改正

建設大臣は、平成十年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならないこととするほか、所

要の規定の整備を行うこととする。

2 奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正

奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成十五年三月三十一日まで延長することとする。

3 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、2については、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十年度道路整備特別会計予算に三兆五千六十三億八千五百万円が計上されている。

右報告する。

平成十年三月十八日

建設委員長 遠藤 乙彦
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十年二月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。
(別冊)

日本放送協会平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成10年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成10年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

第3条 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

第4条 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラオケ契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15人以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。

第5条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第6条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、相互に流用することができない。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

第7条 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができない。

第8条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第9条 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第10条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第11条 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第12条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第13条 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経

て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金に放送債券に替えることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係する経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係する経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成10年度収支予算書
(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款		項	金 額
事業	収入	受 入	624,687,996
		料 人	607,535,455
事業	支出	交 入	2,190,384
		副 人	5,990,000
事業	支出	信 入	5,050,157
		次 人	500,000
事業	支出	務 人	8,422,000
		別 人	
事業	支出	受 入	615,633,996
		交 人	245,643,053
事業	支出	副 人	7,031,152
		財 人	59,333,456
事業	支出	信 入	2,042,587
		次 人	3,077,948
事業	支出	務 人	8,110,330
		別 人	149,663,405
事業	支出	受 入	49,485,074
		交 人	14,410,406
事業	支出	副 人	55,339,000
		財 人	16,617,635
事業	支出	信 入	1,880,000
		次 人	
事業	支出	務 人	
		別 人	

事業収支差金	予備費	3,000,000
		9,054,000

(資本収支)

(単位 千円)

款			項	金額
資	本	收	入	金
			事業 收 入	71,194,000
			業 債 收 入	9,054,000
			債 收 入	55,339,000
			債 收 入	2,136,000
			債 收 入	1,280,000
			債 收 入	3,385,000
資	本	支	出	71,194,000
			建 設	60,700,000
			出 入	160,000
			送 還	3,360,000
			債 還	1,280,000
			債 還	5,694,000
資	本	支	金	0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,212億6,599万6千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,187億5,399万6千円であり、経常収支差金は、75億1,200万円である。

事業収支差金90億5,400万円については、債務償還のために使用する。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款		項	金	額
事	業 收 入	受 託 業 務 等 收 入		485,000
				485,000
事	業 支 出			407,000
		受 託 業 務 等 費		385,000
		財		22,000
專 業 收 支 差 金				78,000

事業収支差金7,800万円と受託業務等費の間接経費3億6,200万円を合わせた4億4,000万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別

カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支私区分

訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
カ ウ ー 契 約	訪 問 座 席 集 金	1,385円	7,950円	15,490円
	口 継 座 席 振 替 込	1,345円	7,650円	14,910円
普 通 契 約	訪 問 座 席 集 金	905円	5,190円	10,130円
	口 継 座 席 振 替 込	855円	4,890円	9,550円
衛 星 カ ウ ー 契 約	訪 問 座 席 集 金	2,340円	13,390円	26,100円
	口 継 座 席 振 替 込	2,290円	13,090円	25,520円
衛 星 普 通 契 約	訪 問 座 席 集 金	1,850円	10,630円	20,740円

特 別 契 約	口 継	座 振 替 金	1,800円	10,330円	20,160円
	訪 問	集 振 替 金	1,055円	6,030円	11,760円
	口 継	座 振 替 金	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 問	集 振 替 金	1,240円	7,110円
	口 継	座 振 替 金	1,190円	6,810円
	訪 問	集 振 替 金	750円	4,350円
普 通 契 約	口 継	座 振 替 金	700円	4,050円
	訪 問	集 振 替 金	2,185円	12,550円
	口 継	座 振 替 金	2,135円	12,250円
衛 星 カ ラ ー 契 約	訪 問	集 振 替 金	1,695円	9,780円
	口 継	座 振 替 金	1,645円	9,490円
	訪 問	集 振 替 金	2,185円	12,550円
衛 星 普 通 契 約	口 継	座 振 替 金	700円	4,050円
	訪 問	集 振 替 金	2,185円	12,550円
	口 継	座 振 替 金	2,135円	12,250円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛 星 カ ラ ー 契 約	衛 星 普 通 契 約 特 別 契 約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	90円
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引 額
衛 星 カ ラ ー 契 約	すべての契約件数を対象に、
衛 星 普 通 契 約	契約件数1件あたり
特 別 契 約	月額 250円

平成10年度事業計画

1 計画概説

21世紀を目前にして、放送はデジタル技術の進展等によって、多チャンネル、高画質、多機能等の新しいサービスが可能となるなど、かつてない転換期を迎えようとしている。

こうした状況のもと、平成10年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、あらためて公共放送の使命と責任を自覚し、その役割を着実に果たしていくこととし、公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供に努めるとともに、新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組み、デジタル放送時代への基盤整備を図る。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる改革とその実行に取り組み、一層効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、衛星放送の継続に必要な設備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、多様な視聴者の要望にこたえて、番組の充実を図り、公共放送の使命に徹し、信頼感のある公正で的確なニュース・情報番組及び人々の共感を呼ぶ豊かで潤いのある番組の提供に努めるとともに、地域に密着した放送サービスの充実・強化、福祉番組の充実、字幕・手話放送の拡充を行う。

また、参議院議員通常選挙及びワールドカップサッカー・フランス大会の放送番組を特別編成する。

(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、吉声による国際放送(以下「ラジオ国際放送」という。)の充実を努め、委託協会国際放送業務(以下「テレビジョン国際放送」という。)については、世界のほぼ全地域向けの放送を開始する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に

公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、業務の効率的な運営を—層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に77億4,800万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に127億5,700万円、演奏所の整備に89億1,800万円、放送番組設備の整備に209億8,800万円、研究設備の整備等に103億8,900万円、総額607億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送の継続的・安定的実施に必要な設備の整備を取り進めるとともに、ハイビジョン放送の充実のための設備の整備を行う。

これらに要する経費は、77億4,800万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、90億6,900万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波混信等に対する受信改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、36億8,800万円である。

(4) 演奏所整備計画

放送会館については、大分放送会館を完成するとともに、大阪放送会館の建設を継続する。また、老朽の著しい放送会館を整備するため、用地を購入するほか、調査等を行う。

これらに要する経費は、89億1,800万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行うとともに、地域放送の充実のための設備の整備を行う。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、209億8,800万円である。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

放送技術研究所の建設を継続するとともに、新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行う。また、宿舍等の整備を行う。

これらに要する経費は、70億3,800万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、38億100万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

テレビジョン放送については、総合放送は、日曜深夜を除いて1日24時間を基本とした放送時間とし、災害等緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合放送として国民生活に不可欠なニュース・情報、創造的な文化・教養及び娯楽番組などの調和ある編成を行う。

番組内容については、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の—層の拡充・強化を図る。あわせて、夜間を中心に個性豊かで充足感あふれる教養及び娯楽番組並びに視聴者とのふれあいを大切にしたい番組を編成するとともに、公共放送の真価を発揮する大型企画番組の開発を行う。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生涯学習放送として、心の豊かさをほぐむ番組、知的関心にこたえる番組、幼児・子供向け番組、福祉番組及び手話ニュース等の充実を図る。

衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、技術実験時間を除き1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。

ハイビジョン放送については、1日11時間を基本として弾力的に実施し、ハイビジョンの高画質・高音質の特性を生かした番組を積極的に開発するなど、—層の普及促進を図る。

テレビジョン補完放送については、テレビジョン放送の一部の番組について、字幕放送、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。字幕放送においては、教育放送において新たに開始するなど、聴覚障害者向けの番組を拡充する。解説放送においては、視聴障害者向けの放送を行う。

ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、災害等緊急時に備えた機動力やネットワークを充実させるとともに、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組を提供するとともに、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様なジャンルの音楽番組を編成する。また、生活時間の多様化に対応するとともに、災害等緊急時の放送に万全を期するため、放送時間を拡大し、日曜深夜を除いて1日24時間を基本とした放送時間とする。

地域放送については、それぞれの地域実情にあわせてきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実を図るとともに、関東広域圏における情報番組を強化することとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした放送時間により、地域情報番組を提供する。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様な効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

了 有料契約見込件数

受信料免除見込件数

区 分	平成10年度	平成9年度	増 減
年度初頭免除件数	928,000	917,000	11,000
年度内新規免除件数	52,000	52,000	0
年度内解約件数	42,000	41,000	1,000
年度内増加免除件数	10,000	11,000	△ 1,000

(2) 普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成10年度	平成9年度	増	減
年度初頭契約件数	数	666,000	716,000	△	50,000
年度内新規契約件数	数	0	24,000	△	24,000
年度内解約件数	数	65,000	74,000	△	9,000
年度内増加契約件数	数	△	50,000	△	15,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成10年度	平成9年度	増	減
年度初頭免除件数	数	80,000	88,000	△	3,000
年度内新規免除件数	数	2,000	2,000		0
年度内解約件数	数	6,000	5,000		1,000
年度内増加免除件数	数	△	3,000	△	1,000

(3) 衛星カウー契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成10年度	平成9年度	増	減
年度初頭契約件数	数	8,781,000	8,080,000		701,000
年度内新規契約件数	数	1,163,000	1,092,000		71,000
年度内解約件数	数	457,000	391,000		66,000
年度内増加契約件数	数	706,000	701,000		5,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成10年度	平成9年度	増	減
年度初頭免除件数	数	32,000	29,000		3,000
年度内新規免除件数	数	5,000	5,000		0
年度内解約件数	数	2,000	2,000		0
年度内増加免除件数	数	3,000	3,000		0

(4) 衛星普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成10年度	平成9年度	増	減
年度初頭契約件数	数	46,000	46,000		0
年度内新規契約件数	数	0	5,000	△	5,000
年度内解約件数	数	5,000	5,000		0
年度内増加契約件数	数	△	0	△	5,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成10年度	平成9年度	増	減
年度初頭免除件数	数	1,000	1,000		0
年度内新規免除件数	数	0	0		0
年度内解約件数	数	0	0		0
年度内増加免除件数	数	0	0		0

(5) 特別契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成10年度	平成9年度	増	減
年度初頭契約件数	数	15,000	16,000	△	1,000
年度内新規契約件数	数	0	0		0
年度内解約件数	数	1,000	1,000		0
年度内増加契約件数	数	△	1,000		0

(参考1)
有料契約見込総数

区	分	カウー契約	普通契約	衛星カウー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	数	25,738,000	666,000	8,781,000	46,000	15,000	35,246,000
年度内増加契約件数	数	△165,000	△65,000	706,000	△5,000	△1,000	470,000
年度末契約件数	数	25,573,000	601,000	9,487,000	41,000	14,000	35,716,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	244,000	9,000	39,000	1,000	1,000	294,000
年度内増加契約件数	3,000	△ 1,000	5,000	0	△ 1,000	6,000
年度末契約件数	247,000	8,000	44,000	1,000	0	300,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,091,000	20,872,000	775,000	25,738,000
年度内増加契約件数	△ 33,000	△ 67,000	△ 65,000	△ 165,000
年度末契約件数	4,058,000	20,805,000	710,000	25,573,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	173,000	69,000	2,000	244,000
年度内増加契約件数	△ 4,000	7,000	0	3,000
年度末契約件数	169,000	76,000	2,000	247,000

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	174,000	460,000	32,000	666,000
年度内増加契約件数	△ 26,000	△ 38,000	△ 1,000	△ 65,000
年度末契約件数	148,000	422,000	31,000	601,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	1,000	△	9,000
年度内増加契約件数	△	1,000	△	△ 1,000
年度末契約件数	8,000	8,000	0	8,000

(3) 衛星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	585,000	7,871,000	315,000	8,781,000
年度内増加契約件数	51,000	609,000	46,000	706,000
年度末契約件数	646,000	8,480,000	361,000	9,487,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	11,000	27,000	1,000	39,000
年度内増加契約件数	1,000	4,000	0	5,000
年度末契約件数	12,000	31,000	1,000	44,000

(4) 衛星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	35,000	2,000	46,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	△ 3,000	0	△ 5,000
年度末契約件数	7,000	32,000	2,000	41,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	1,000	0	0	1,000
年度内増加契約件数	0	0	0	0
年度末契約件数	1,000	0	0	1,000

(5) 特別契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,000	11,000	0	15,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	△	△ 1,000
年度末契約件数	3,000	11,000	0	14,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	1,000	1,000	△	1,000
年度内増加契約件数	△	1,000	△	△ 1,000
年度末契約件数	0	0	0	0

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係係	12,646人
建設係	201
合 計	12,847

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内180人の削減を見込んだものである。

平成10年度資金計画

1 資金計画の概要

平成10年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,975億6,234万5千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額6,998億8,066万6千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,075億8,545万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額6,082億2,193万9千円を予定する。
長期借入金については、33億8,500万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金38億7,800万円、放送債券償還積立資産への繰入れ33億6,000万円、国庫放送回係等交付金収入21億9,038万4千円、有価証券の売却659億1,200万円、受取利息その他の入金178億9,502万2千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,975億6,234万5千円である。

3 出金の部

事業経費5,387億9,736万1千円、建設経費607億円、放送債券の償還12億8,000万円、長期借入金の返還56億9,400万円、出資1億6,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ33億6,000万円、有価証券の購入615億1,100万円、支払利息その他の出金283億7,830万5千円を合わせ出金額は、総額6,998億8,066万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	45,803,000	45,705,623	44,372,614	45,604,246	—
2 人 受 信 金 料	185,385,506	130,513,102	202,666,293	179,047,444	697,562,345
長期借入金	179,156,916	116,421,834	196,047,130	111,596,059	603,221,939
固定資産売却代金	0	0	0	3,385,000	3,385,000
放送債券償還積立資産繰入れ	24,000	174,000	1,898,000	1,582,000	3,678,000
放送回係等交付金収入	0	0	0	1,280,000	1,280,000

交付金収入 有価証券売却 受取利息その他の入金	494,058	703,095	495,337	497,894	2,190,384
出 金	100,000	10,483,000	100,000	55,229,000	65,912,000
3 事業経費	5,560,532	2,731,173	4,125,326	5,477,491	17,895,022
建設経費	185,432,883	131,846,111	201,434,661	181,167,011	699,880,666
放送債券償還	137,673,479	114,628,105	148,360,293	138,135,484	538,797,361
長期借入金返還	9,160,296	10,257,317	10,883,692	30,398,695	60,700,000
出 放送回係等交付金収入	0	0	0	1,280,000	1,280,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	28,000	28,000	104,600	160,000
有価証券購入	24,982,000	100,000	36,329,000	100,000	61,511,000
支払利息その他の出金	7,923,108	6,832,689	5,833,676	7,788,832	28,378,305
4 期末資金有高	45,705,623	44,372,614	45,604,246	43,484,679	—

日本放送協会平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成10年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画は、経費の増加の圧縮に努めつつ、必要な施策を計画しており、おおむね適当なものと認める。

なお、協会は、引き続き事業運営の刷新、効率化を徹底するとともに、地上放送を始め全ての放送のデジタル化の推進等、我が国の放送の発展のために先導的役割を積極的に果たしていくるよう、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 受信料の公平負担の観点から衛星契約を含む受信契約の締結及び受信料の収納を促進するとともに、受信料体系の在り方について検討を行うこと。
- 2 業務の見直し及び新技術の活用により一層の効率化を図るとともに、協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるように財務内容等の開示に努めること。
- 3 デジタル放送の円滑な導入に向け、関係機関との連携を図りつつ研究開発等に積極的に取り組むこと。
- 4 豊かな放送番組の提供と公正な報道に努めるとともに、災害等に対応できるよう報道・取材体制を充実すること。
- 5 視聴覚障害者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充するとともに、放送番組の視聴者への視聴覚効果等の配慮に努めること。
- 6 国際間の相互理解の促進等のために、映像国際放送等の充実を通じた海外への情報発信を一層強化すること。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成十年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第三十七條第二項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件 の 目 的

本件は、日本放送協会の平成十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適当なものとする」と認め、「この郵政大臣の意見が付されている」。

二 本 件 の 要 旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の準則を示す予算総則並びに収支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているものであって、その要点は次のとおりである。

1 収 支 予 算

(一) 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	六 か 月 前 払 額	十 二 か 月 前 払 額
カ ラ ー 契 約	訪問集金	一、三九五円	七、九五〇円	一五、四九〇円
	口座振替 継続振込	一、三四五円	七、六五〇円	一四、九一〇円
普 通 契 約	訪問集金	九〇五円	五、一九〇円	一〇、一三〇円
	口座振替 継続振込	八五五円	四、八九〇円	九、五五〇円
衛星カラー契約	訪問集金	二、三四〇円	一三、三九〇円	二六、一〇〇円
	口座振替 継続振込	二、二九〇円	一三、〇九〇円	二五、五二〇円

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	六 か 月 前 払 額	十 二 か 月 前 払 額
衛 星 普 通 契 約	訪問集金	一、八五〇円	一〇、六三〇円	二〇、七四〇円
	口座振替 継続振込	一、八〇〇円	一〇、三三〇円	二〇、一六〇円
特 別 契 約	訪問集金	一、〇五五円	六、〇三〇円	一一、七六〇円
	口座振替 継続振込	一、〇〇五円	五、七三〇円	一一、一八〇円

(二) 収支予算の見積は、次のとおりである。

(一 般 勘 定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

六千二百四十六億八千七百九十九万六千円

六千五百五十六億三千三百九十九万六千円

事業収支差金

(資本収支)

資本収入

資本支出

資本収支差金

(受託業務等勘定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

事業収支差金

九十億五千四百万円

七百一十一億九千四百万円

七百一十一億九千四百万円

〇円

四億八千五百万円

四億七百万円

七千八百万円

2 事業計画

(一) 建設計画

衛星放送の継続的・安定的実施に必要な設備の整備を取り進めるとともに、ハイビジョン放送の充実のための設備の整備を行う。また、外国電波混信による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設するほか、非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送

テレビジョン放送については、総合放送は、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の一層の拡充・強化を図る。あわせて、夜間を中心に個性豊かで充足感あふれる教養及び娯楽番組並びに視聴者とのふれあいを大切にした番組を編成するとともに、公共放送の真価を発揮する大型企画番組の

開発を行う。衛星放送は、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。また、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。ハイビジョン放送は、ハイビジョンの高画質・高音質の特性を生かした番組を積極的に開発するなど、一層の普及促進を図る。テレビジョン補完放送は、テレビジョン放送の一部の番組について、字幕放送、ステレオ放送、二か国語放送及び解説放送を行い、字幕放送は、教育放送において新たに開始するなど、聴覚障害者向けの番組を拡充する。

ラジオ放送については、第一放送は、災害等緊急時に備えた機動力やネットワークを充実させるとともに、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ

細かく提供する。第二放送は、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組を提供するとともに、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。

地域放送については、それぞれの地域実情にあわせてきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努めるとともに、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

(2) 国際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、ラジオ国際放送及びテレビジョン国際放送を実施する。テレビジョン国際放送については、新たに世界のほぼ全地域向けに放送を開始する。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動

を行う。

(5) 調査研究

デジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発を積極的に推進する。

(三) 受信契約件数

有料契約見込総数は、年度初頭契約件数を三千五百二十四万六千件、年度内増加契約件数を四十七万七千件、年度末契約件数を三千五百七十一万六千件と見込んでいく。

(四) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進して、年度内に百八十人の純減を行い、要員を一万二千八百四十七人とする。

3 資金計画

平成十年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額六千九百七十五億六千二百三十四万五千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額六千九百九十八億八千六百六十六万六千円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成十年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年三月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十年三月十九日 衆議院會議録第十九号

〔別紙〕

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、

承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の不偏不党と表現の自由を一層確保するとともに、放送の社会的影響力を深く認識し、公平な報道と豊かな情報提供を深めること。

一 協会は、厳しい財政状況を深く自覚して、経営全般にわたる業務の見直しと職員の意識改革に取り組みとともに、業務運営の効率化に努め、視聴者の十分な理解が得られるように、経営の方針、財務内容等の開示に努めること。

一 協会は、その経営基盤が受信料であることにかんがみ、受信料の公平負担の観点からも衛星契約を含む受信契約の確実な締結と受信料の収納に努めること。

一 協会は、公共放送の先導的役割として、衛星・地上デジタル放送の円滑かつ積極的な導入に向けた研究開発等に努めること。

一 放送が視聴覚機能に与える影響などの新たな課題に対応した調査研究を推進すること。

一 視聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等の更なる拡充、番組内容の充実に努めること。

一 映像国際放送については、我が国の実情を的確に海外に伝えるとともに、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、番組内容の一層

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案及び同報告書

の充実など、その在り方についても更に検討すること。

一 協会は、地域放送について、地域の実情にあった放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国へ向けた放送番組の拡充に努めること。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案

右国会に提出する。

平成十年一月三十日、

内閣総理大臣 橋本龍太郎

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号(定義)に規定する国税

をいう。

二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿(国税に關する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十六条第九項(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)に規定する帳簿を除く。)をいう。以下同じ。又は国税関係書類(国税に關する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ)をいう。

三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式(第六号において「電磁的方式」という)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

四 保存義務者 国税に關する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。

五 納税地等 保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者(国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ)である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務(国税に關する法律の規定により業務に關して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合に

おける当該業務をいう)を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

六 電子取引 取引情報(取引に關して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

七 電子計算機出力マイクロフィルム 電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。

(他の国税に關する法律との關係)

第三条 国税関係帳簿書類の備付け又は保存については、他の国税に關する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、納税地等の所轄税務署長(大蔵省令で定める場合)に於ては、納税地等の所轄税務署長以下「所轄税務署長等」という)の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用し

て作成する場合であつて、所轄税務署長の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

(国税関係書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第五条 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第二項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、大蔵省令で定めるところにおいて、当該承認を受けている国税関係書類(以下「電磁的記録に係る承認済国税関係書類」という。)の全部又は一部について所轄税務署長等

の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済国税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第六条 保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類の備付けを開始する日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その備付けを開始する日と異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。)の概要その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書に大蔵省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人(法人税法第二十一条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係書類であるときは、設立の日以後三月を経過する

日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

2 保存義務者は、第四条第二項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書に大蔵省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る国税関係書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係書類について、その申請を却下することができる。

1 一次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係書類であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

2 その電磁的記録の備付け又は保存が、第四条第一項又は第二項に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行われないと認められる相当の理由があること。

4 所轄税務署長等は、第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

一 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合(第三号に掲げる場合を除く。)
当該国税関係書類の備付けを開始する日の前日
二 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合(次号に掲げる場合を除く。)
当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日の前日

と、前条第一項中「電磁的記録に係る承認済国
税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マ
イクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書
類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイ
クロフィルムによる保存」と、「第四条第一項又
は第二項」とあるのは「第五条各項」と読み替え
るものとする。

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保
存)

第十条 所得税(源泉徴収に係る所得税を除く)
及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を
行った場合には、大蔵省令で定めるところによ
り、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録
を保存しなければならない。ただし、大蔵省令
で定めるところにより、当該電磁的記録を出力
することにより作成した書面又は電子計算機出
力マイクロフィルムを保存する場合は、この限
りでない。

(他の国税に関する法律の規定の適用)

第十二条 第四条第一項若しくは第二項又は第五
条各項のいずれかの承認を受けている国税関係
帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力
マイクロフィルムに対する他の国税に関する法
律の規定の適用については、当該電磁的記録又
は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税
関係帳簿書類とみなす。

2 前条の規定により保存が行われている電磁
的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム
に対する他の国税に関する法律の規定の適用に
ついては、当該電磁的記録又は電子計算機出力
マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類と

みなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得
税法第五十条第一項第一号(青色申告の承認
の取消し)(同法第六十六條(非居住者に対す
る準用)において準用する場合を含む。及び法
人税法第二百七条第一項第一号(青色申告の
承認の取消し)(同法第四百四十六條(外国
法人に対する準用)において準用する場合を含
む。))の規定の適用については、所得税法第五
十条第一項第一号及び法人税法第二百七条第
一項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とある
のは、「大蔵省令で定めるところ又は電子計
算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の
保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律
第 号)第四条第一項若しくは第二項若し
くは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令
で定めるところ」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年七月一日から施行す
る。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。
から一年を経過する日までの間における第六
条第一項、第二項及び第五項第三号(これらの規
定を第九条において準用する場合を含む。))の規
定の適用については、第八條第一項及び第二
項中「三月前」とあるのは「五月前」と、「六月」と
あるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」と
あるのは「五月」とする。

3 第十条の規定は、施行日以後に行う取引情報

の授受について適用する。

理 由

情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な
履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の
保存に係る負担を軽減するため、電子計算機
を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法
等について、所得税法、法人税法その他の国税に
関する法律の特例を定める必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳
簿書類の保存方法等の特例に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、情報化社会に対応し、国税の納税義
務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関
係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のた
め、電子計算機を使用して作成する国税関係帳
簿書類の保存方法等について、所得税法、法人
税法その他の国税に関する法律の特例を定めよ
うとするものであり、その主な内容は次のとお
りである。

1 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保
存等

自己が最初の記録段階から一貫して電子
計算機を使用して作成する国税関係帳簿書
類については、納税地等の所轄税務署長等の
承認を受けた場合には、一定の要件の下で、
その電磁的記録又は電子計算機出力マイク
ロフィルムの保存等をもって国税関係帳簿書

類の保存等に代えることができることとす
る。

2 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保
存

国税関係帳簿書類の保存義務者のうち一定
の者について、電子取引において授受する領
収書等に相当する電磁的記録の保存をしなけ
ばならないこととする。

3 この法律は、平成十年七月一日から施行す
ることとする。

二 議案の可決理由

本案は、情報化社会に対応し、国税の納税
義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国
税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する
等のため、電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等について、所得税
法、法人税法その他の国税に関する法律の特例
を定めようとするものであり、時宜に應ずるも
のと認め、可決すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

平成十年三月十八日

大蔵委員長 村上誠一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年二月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第四条の五中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

別表第七〇・八〇号を次のように改める。

〇七二・〇・八〇

その他の野菜

一 一〇%

二 一〇%

別表第七二・一・九〇号中

二 二 一五%

一五%

二 二 一〇%

一五%

一五%

二 二 一〇%

一五%

一五%

別表第一二類の注2(四)の表中「三・五ミクロン」を「三・五マイクロメートル(ミクロン)」に、「五〇ミクロン」を「五〇〇マイクロメートル(ミクロン)」に改める。

別表第七〇・一・一・二号及び第七〇・一・二号中「一五円」を「一〇円」に、「三三円」を「二八円五〇銭」に改める。

別表第七〇・一・九〇号中「三三円」を「二八円五〇銭」に改める。

別表第七〇・二・九〇号を次のように改める。

一 二九〇・二・九〇 一 二九〇・二・九〇

二 二九〇・二・九〇 二 二九〇・二・九〇

三 二九〇・二・九〇 三 二九〇・二・九〇

四 二九〇・二・九〇 四 二九〇・二・九〇

五 二九〇・二・九〇 五 二九〇・二・九〇

六 二九〇・二・九〇 六 二九〇・二・九〇

七 二九〇・二・九〇 七 二九〇・二・九〇

八 二九〇・二・九〇 八 二九〇・二・九〇

九 二九〇・二・九〇 九 二九〇・二・九〇

一〇 二九〇・二・九〇 一〇 二九〇・二・九〇

一一 二九〇・二・九〇 一一 二九〇・二・九〇

一二 二九〇・二・九〇 一二 二九〇・二・九〇

一三 二九〇・二・九〇 一三 二九〇・二・九〇

一四 二九〇・二・九〇 一四 二九〇・二・九〇

一五 二九〇・二・九〇 一五 二九〇・二・九〇

一六 二九〇・二・九〇 一六 二九〇・二・九〇

一七 二九〇・二・九〇 一七 二九〇・二・九〇

一八 二九〇・二・九〇 一八 二九〇・二・九〇

一九 二九〇・二・九〇 一九 二九〇・二・九〇

二〇 二九〇・二・九〇 二〇 二九〇・二・九〇

別表の付表第一号を次のように改める。

アルコール飲料

(1) ウイスキー及びブランデー

(2) ラム若しくはタフィア、ジン若しくはジュネヴァ、ウォッカ又はキール若しくはコーデアル

(3) その他のもの

A 蒸留酒

B その他のもの

一リットルにつき八〇円

一リットルにつき五〇円

一リットルにつき三〇円

一リットルにつき二〇円

一リットルにつき一〇円

一リットルにつき五円

一リットルにつき二円

一リットルにつき一円

一リットルにつき五角

一リットルにつき二角

一リットルにつき一角

一リットルにつき五角

一リットルにつき二角

一リットルにつき一角

一リットルにつき五角

一リットルにつき二角

一リットルにつき一角

一リットルにつき五角

一リットルにつき二角

一リットルにつき一角

一リットルにつき五角

一リットルにつき二角

一リットルにつき一角

一リットルにつき五角

一リットルにつき二角

一リットルにつき一角

一リットルにつき五角

一リットルにつき二角

一リットルにつき一角

一リットルにつき五角

三 許可を受けた者が解散したとき。
第四十八條の次に次の一條を加える。

(許可の承継)

第四十八條の二 保税蔵置場の許可を受けた者について相続があつたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により保税蔵置場の許可に基づく地位を承継した者(次項において「承継人」という。)は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について税関長に承認の申請をすることができ

3 税関長は、承継人について第四十三條各号(許可の要件)のいずれかに該当する場合に、前項の承認をしないことができる。

4 保税蔵置場の許可を受けた者について合併があつた場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人(次項において「合併後の法人」という。)は、第四十七條第一項第三号(許可の失効の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人の当該許可に基づく地位を承継することができる)。

5 税関長は、合併後の法人について第四十三條各号(許可の要件)のいずれかに該当する場合に、前項の承認をしないことができる。

6 税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第五十八條ただし書中「第六十條第一項(原料課税の規定により承認を受けた場合その他を削る)。

第五十八條の二中「(第六十條第一項(原料課

税)の税関長の承認を受けたものに限る。」を削る。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十一條第三項を次のように改める。

3 税関長は、第一項の許可を受けて保税工場から出される外国貨物について、当該貨物が出される際、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

第六十二條及び第六十三條の七中「第四十八條までを」第四十八條の二まで」に改め、「許可の取消し等」の下に「許可の承継を加える。

第六十二條の十五中「第五十八條の二から第六十一條まで」納税申告の特例・内国貨物の使用等・原料課税・保税工場外における保税作業」を「第四十八條の二第四項から第六項まで(許可の承継)・第五十八條の二(納税申告の特例)・第五十九條(内国貨物の使用等)・第六十一條(保税工場外における保税作業)」に、「第四十七條第一項第一号中「死亡し、又は解散した」とあるのは「解散した」とを「第四十七條第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第六号まで」とに改め、「同じ。」と」の下に「第四十八條の二第四項中「第四十七條第一項第三号」とあるのは「第六十一條の十五(総合保税地域)において準用する第四十七條第一項第三号」と、同条第五項中「第四十三條各号(許可の要件)のいずれかに該当する」とあるのは「第六十二條の八第二項各号(総合保税地域の許可)に掲げる基準に適合しない」と、同条第六項中「第二項又は第四項」とあるのは「第四項」とを加え、「第六十條第一項」とあるのは「第六十二條の十五(総合保税地域)において準用する第六十條第一項」と、第六十條第一項中「保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業(改装、仕分その他の手入れを除く。以下この項において同じ。)を行う者」と、「第六十二條(保税工場)において準用する

第四十三條の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)とあるのは「第六十二條の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)と及び、「前条第一項」とあるのは「第六十二條の十五(総合保税地域)において準用する前条第一項」とを削る。

第七十三條第三項中、「第三十三條(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い)・第四十條(指定保税地域における貨物の取扱い)・第四十九條(保税蔵置場)において準用する場合を含む。」を削る。

第七十五條の見出し中「積みもどし」を「積戻し」に改め、同条中「積みもどし」を「積戻し」に改め、「輸出又は輸入の許可」の下に「輸出申告又は輸入申告の時期を加える。

第七十六條第一項中「輸出又は輸入の許可」の下に「輸出申告又は輸入申告の時期を加え、「関税を「関税等」に、「引取」を「引取り」に改める。

第九章中第八十條の次に次の一條を加える。

(情報提供)

第八十條の二 大蔵大臣は、この法律、関税定率法その他の関税に関する法律(以下この条及び次条において「関税法」という。)に相当する外国の法令を執行する当局(以下この条及び次条において「外国税関当局」という。)に対し、その職務(関税法に規定する税関の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国税関当局が、我が国の税関当局

に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができること。

二 当該外国において、前項の規定により提供される情報のうち秘密として提供されるものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三 当該外国税関当局において、前項の規定により提供される情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

3 第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

(立会い)

第八十條の三 大蔵大臣は、関税法に基づき税関職員が行う質問に際し、外国税関当局から、その職務の遂行に資するために必要であるとして、当該外国税関当局の職員の立会いの要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当であると認めるときは、これを認めることができる。ただし、当該立会いを認めることが関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合又は第五十五條(税関職員の権限)(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)の規定に基づく質問に際して質問の対象となる者の同意がない場合は、この限りでない。

2 大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する立会いを認めるに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国税関当局において、前項に規定する立会いに相当する立会いを我が国の税関当局に認めることができること。

二 前項に規定する立会いにより得る情報(既に公開されている情報を除く。)につい

関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六六

六〇トン」を「二三〇、二二〇トン」に改める。
別表第一第二二・〇六項を次のように改める。

て、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。
 第一百五条第二号中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 別表第一の五に掲げる物品で平成十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

第二条第六項を削る。

第六條第一項及び第七條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八條第二項中「次條
項又は第四項」に改める。

第八條の二第二項第二号中「別表第一に掲げる物品(別表第一の五に掲げるものを除く)」、別表第一の二に掲げる物品又は別表第一の五を「別表第一又は別表第一の二」に改める。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例)

第十條の三 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第二十五条第二項(総合保税地域の許可)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項(保税蔵置場の許可)の規定により許可を受けた保税工場における保税作業(関税法第五十六条第一項 保税工場の許可)に規定する保税作業をいう。)による製品である外国貨物が平成十四年三月三十一日までに輸入される場合において、関税法第七條第二項(申付)の規定により提出される輸入申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四條第一項本文(課

税物件の確定の時期)の規定の適用を受けたた
い旨の記載があるときは、当該貨物に係る関
税の確定については、同項第二号に係る同項
ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規
定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

(沖繩県から出域をする旅客の携帯品に係る
関税の払戻し)

第十条の四 沖縄県の区域から当該区域以外の

本邦の地域へ出城をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定めるところにより税

関長の承認を受けた小売業者(以下この条に

において「承認小売業者」という。）から輸入された物品（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する

法律(昭和四十六年法律第二百九号)第八十

五條第一項(旅客の携帯品に係る関税等の払戻し)に規定する指定物品その他の政令で定

める物品を除く。)を購入した場合(沖縄振興

開発特別措置法第十八条の八(輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し)に規定す

る施設において購入した場合に限る。）におい

て、平成十四年三月三十一日までに当該旅客が当該物品を携帯して当該出域をしたとき

は、当該承認小売業者に対し、当該物品（政

令で定める金額の範囲内のものに限る。）について納付された関税（関税法第九条の二第

二項又は第二項（納期限の延長）の規定により

納期限が延長されている場合において、その
関税が納付されていないときは、納付すべき

関税)に相当する金額(関税法第二条第一項第

四号の二（定義）に規定する附帯税に相当する金額を除く。）を払い戻すものとする。

2 税関長は、承認小売業者が関税法その他関

税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 第二項に規定する購入の方法、関税の払戻

しの手続その他同項の規定の適用に關し必要

(5) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで輸入されるもの 無税

別表第一第二七〇九・〇〇号中「平成一〇年三月三十一日」を「平成一一年三月三十一日」に、「平成一〇年四月一日」を「平成一一年四月一日」に改める。

別表第一第二七〇・〇〇号中「これらの物品を原料とする製油により得た製品で、同法第六〇条第一項(原料課税)(同法第六二条の一五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)の税関長の承認を受けた」を「製品で、これらの物品を原料とする製油により得た」に改める。

別表第一の第三一七・〇一及び第一一七・〇二項を次のように改める。

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る)。 その他のもの	一キログラムにつき き六〇円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五〇円一五銭	一キログラムにつき き四八円五七銭	一キログラムにつき き四六円九八銭
一七〇一・九一	香料又は着色料を加えたもの	一キログラムにつき き六〇円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五〇円一五銭	一キログラムにつき き四八円五七銭	一キログラムにつき き四六円九八銭
一七〇一・九九	その他のもの	一キログラムにつき き六〇円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五〇円一五銭	一キログラムにつき き四八円五七銭	一キログラムにつき き四六円九八銭
一七・〇二	一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの 二 砂糖のうち 分みつ糖 分みつ糖のもの	一キログラムにつき き六〇円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五〇円一五銭	一キログラムにつき き四八円五七銭	一キログラムにつき き四六円九八銭
一七〇二・九〇	その他のもの(転化糖を含む)。 一 砂糖のうち 分みつ糖 分みつ糖のもの	一キログラムにつき き六〇円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五〇円一五銭	一キログラムにつき き四八円五七銭	一キログラムにつき き四六円九八銭

別表第一の第三二一・〇六項を次のように改める。

二一・〇六
二二〇六・九〇

調整食料品(他の項に該当するものを除く)。
その他のもの

二 その他のもの

(一) 米、小麦(ライ小麦を含む)又は大麦(裸麦を含む)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品
B その他のもの

(a) 小麦(ライ小麦を含む)の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち
別表第一第二二〇六・九〇号の二の(一)のB(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(b) 大麦(裸麦を含む)の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち

一キログラムにつき
き三〇円二〇銭

一キログラムにつき
き二九円四〇銭

一キログラムにつき
き二八円六〇銭

一キログラムにつき
き二七円八〇銭

一キログラムにつき
き二七円

一キログラムにつき
き二六円二〇銭

別表第一の五を次のように改める。
別表第一の五 段階的に暫定税率の引下げを行う蒸留酒等に係る暫定開税率表(第二條関係)

別表第一第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(ロ)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの □ その他のもの A 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。)のうち 分みつ糖のもの	一キログラムにつき き二九四七銭	一キログラムにつき き二八四八〇銭	一キログラムにつき き二八四七銭	一キログラムにつき き二七三三三銭	一キログラムにつき き二六四六〇銭
	三・四・一%(その 率が一キログラム につき二六三三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・三・三%(その 率が一キログラム につき二五九六七 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・〇・六%(その 率が一キログラム につき二四六〇〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・七・九%(その 率が一キログラム につき一九四三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・六・二%(その 率が一キログラム につき一八四二〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)
	三・四・一%(その 率が一キログラム につき二六三三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・三・三%(その 率が一キログラム につき二五九六七 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・〇・六%(その 率が一キログラム につき二四六〇〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・七・九%(その 率が一キログラム につき一九四三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・六・二%(その 率が一キログラム につき一八四二〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)
	三・四・一%(その 率が一キログラム につき二六三三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・三・三%(その 率が一キログラム につき二五九六七 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・〇・六%(その 率が一キログラム につき二四六〇〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・七・九%(その 率が一キログラム につき一九四三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・六・二%(その 率が一キログラム につき一八四二〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)
	三・四・一%(その 率が一キログラム につき二六三三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・三・三%(その 率が一キログラム につき二五九六七 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・〇・六%(その 率が一キログラム につき二四六〇〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・七・九%(その 率が一キログラム につき一九四三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・六・二%(その 率が一キログラム につき一八四二〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)
	三・四・一%(その 率が一キログラム につき二六三三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・三・三%(その 率が一キログラム につき二五九六七 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三・〇・六%(その 率が一キログラム につき二四六〇〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・七・九%(その 率が一キログラム につき一九四三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二・六・二%(その 率が一キログラム につき一八四二〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)

開税率法別表 の番号	品 名	平成一〇年四月一日 から平成一一年三月 三十一日まで輸入さ れるもの	平成一一年四月一日 から平成一二年三月 三十一日まで輸入さ れるもの	平成一二年四月一日 から平成一三年三月 三十一日まで輸入さ れるもの	平成一三年四月一日 から平成一四年三月 三十一日まで輸入さ れるもの	平成一四年四月一日 から平成一五年三月 三十一日まで輸入さ れるもの
二二・〇八	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	一リットルにつき 七五七九銭	一リットルにつき 七〇五六銭	一リットルにつき 三二四九八銭	一リットルにつき 三二四五六銭	一リットルにつき 三二四五六銭
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	一リットルにつき 七五七九銭	一リットルにつき 七〇五六銭	一リットルにつき 三二四九八銭	一リットルにつき 三二四五六銭	一リットルにつき 三二四五六銭
二二〇八・三〇	ウイスキー	一リットルにつき 一〇・三%	一リットルにつき 七・九%	一リットルにつき 五・四%	一リットルにつき 三%	一リットルにつき 三%
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア	一リットルにつき 一八%	一リットルにつき 一三・五%	一リットルにつき 九%	一リットルにつき 四・五%	一リットルにつき 四・五%

二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	無税
二二〇八・六〇	ウオッカのうち 別表第一第二二〇八・六〇号に掲げる税率の適用を受ける ものの以外のも	無税
二二〇八・七〇	リキユール及びコーディアル	無税
二二〇八・九〇	その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) フルーツブランデー A アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未 満の容器入りにしたものを除く) B その他のもの	無税
一七・五%(その率 が七リットルにつき 七・四の従量税率よ り高いときは、当該 従量税率)	一六%	一七・五%(その率 が七リットルにつき 七・四の従量税率よ り高いときは、当該 従量税率)
一三・一%(その率 が七リットルにつき 五・七の従量税率よ り高いときは、当該 従量税率)	一二%	一三・一%(その率 が七リットルにつき 五・七の従量税率よ り高いときは、当該 従量税率)
八・八%(その率 が八リットルにつき 八・五の従量税率 率より高いときは、 当該従量税率)	八%	八・八%(その率 が八リットルにつき 八・五の従量税率 率より高いときは、 当該従量税率)
四・四%(その率 が九リットルにつき 九・二五の従量税 率より高いときは、 当該従量税率)	四%	四・四%(その率 が九リットルにつき 九・二五の従量税 率より高いときは、 当該従量税率)
無税	無税	無税
無税	無税	無税
無税	無税	無税
無税	無税	無税

別表第二第二〇六・〇四項の次に次の一項を加える。
〇七・〇六
にんじん、かぶ、サタダイのビート、サルシファイ、セル
リアク、大根その他のこれらに類する食用の根(生鮮のもの
及び冷蔵したものに限る。)
その他のもののうち
こぼろ
無税

別表第二第二〇八・九〇号中	を	三・六%
(ロ) パパイア、ポポー、アボカド、 グアバ、ドラカン、ピリンビ、 ランブータン、ジャコ、パン プ、サボテ、チェリモア、サ ル、シユガ、アッパル、マン ゴ、カスターアップル、パ ン、シオンフルーツ、ラン ゴスチン、サワーサップ及び レイ その他のもののうち カムカム	に改める。	三・六% 三・六% 三・六%

別表第二第二〇八・九〇号中
(ロ) その他のもの
B その他のもの
(b) パナナ、アボカド、マン
ゴ、シユガ、アッパル、マン
チンのうち
気密容器入りのもの
九・六%
を。

別表第二第二二〇八・五〇号中「一リットル につき六・一四六〇銭」を「六・六%その率が一 リットルにつき二八四八八銭の従量税率より高 いときは、当該従量税率」に改める。 別表第二第二二〇八・六〇号中「一リットル につき二五四二〇銭を「六%」に改める。	を	九・六%
(ロ) その他のもの A パルプ状のもの (b) その他のもののうち カムカム B その他のもの (b) パナナ、アボカド、マン ゴ、シユガ、アッパル、マン チンのうち 気密容器入りのもの カムカム その他のもののうち カムカム	に改める。	三・六% 三・六% 九・六% 三・六%

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税率表別表の付表第一第一号の改正規定 平成十年五月一日

二 第三条中関税率暫定措置法第十条の二の次に二条を加える改正規定 沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第百三十一号)第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に二条を加える改正規定(同法第十八条の二を同法第十八条の七とする部分を除く)及び同法第二十五条の二の次に二条を加える改正規定の施行の日

号)中沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に二条を加える改正規定(同法第十八条の二を同法第十八条の七とする部分を除く)及び同法第二十五条の二の次に二条を加える改正規定の施行の日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第四十七条及び第四十八条の二(これらの規定を同法第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む)の規定は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者に係る相続又は合併がこの法律の施行の日以後にある場合について適用し、当該許可を受けた者に係る相続又は合併が同日以前にあった場合については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税法(以下「旧関税法」という)第六十二条において準用する旧関税法第四十三条の三第一項又は旧関税法第六十二条の十の規定による税関長の承認を受けた貨物(この法律の施行の際現に旧関税法第六十条第一項旧関税法第六十二条の十五において準用する場合を含む)の規定による税関長の承認を受けているものを除く。を原料として製造された外国貨物で、この法律の施行後に輸入されるものに関税を課する

場合の基礎となる貨物の性質及び数量については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第六十条第一項(原料課税)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む)を「第六十二条保税工場)において準用する同法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)若しくは同法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)に改め、課税物品の下に(政令で定めるものを除く)を加える。

第四条第二項中「第四条第四号又は第七号(課税物件の確定)を「第四条第一項第四号又は第七号(課税物件の確定の時期)に改める。

第十五条第一項ただし書中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第十六条第五項第一号中「関税法第六十条第一項(原料課税)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む)の税関長の承認を受けたものを(政令で定めるものを除く)に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六十条第五項の規定は、この法律の施行前に旧関税法第六十二条において準用する旧関税法第四十三条の三第一項又は旧関税法第六十二条の十の規定による税関長の承認を受けた貨物(この法律の施行の際現に旧関税法第六十条第一項旧関税

法第六十二条の十五において準用する場合を含む)の規定による税関長の承認を受けているものを除く。を原料又は材料の全部又は一部として製造された製品については、適用しない。

理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引下げ等を行うとともに、平成十年三月三十一日に適用期限の到来する関税の還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長を行うほか、依然として厳しい沖繩の社会経済情勢にかんがみ沖繩の振興開発を図る見地から自由貿易地域に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため関税定率法及び関税暫定措置法について、税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、還付制度等について所要の改正を行おうとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引下げ等を行うこととする。

2 暫定関税率の適用期限の延長

平成十年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を延長することとする。

3 関税の還付制度の適用期限の延長

平成十年三月三十一日に適用期限の到来する関税の還付制度について、その適用期限を延長することとする。

4 沖繩振興策

自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため所要の改正を行うこととする。

5 税関手続の簡素化等

保税地域の許可を受けている法人が合併により解散した場合において、合併後の新法人が当該保税地域の許可を承継できることとする等、税関手続の簡素化等のため所要の改正を行うこととする。

6 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、還付制度等について所要の改正を行おうとするもので、時宜に資するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成十年度における減収見込額は、約十億円である。

右報告する。

平成十年三月十八日

大蔵委員長 村上誠一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易を

めぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正な課税の確保に向け、より一層努力すること。

一 国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性にかんがみ、税関業務の一層の効率化、重点化に努めるとともに、今後とも税関業務の特殊性を考慮して、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第八号の発送は都合により後日となるため、第十九号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (2587) 4294
定価	本号一部 三二五円
送料	別